

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川崎稔君 民主党・新緑風会・国民新・日本の川崎稔です。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。中川大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初にいうか、本委員会で今回の金融機能強化法改正案等の法案審査、これまで続けてきて、論点というのは大体あらかた出尽くしているんじゃないかなというふうに私は思つております。そういう中で、今回は、そもそも論といいますか、基本的に立ち返つて改めて質問をさせていただきたいというふうに思つております。そもそも大臣は、十月の十四日の大臣談話、こちらの、G7の後だったと思うんですけども、G7の行動計画を具体化する措置の一環としてといふことで、金融機能強化法の強化、活用により地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図るという考え方を表明されておられます。

今回の改正案の最大のねらい、ポイントというのは、やはり中小企業に対して必要な流動性、これを円滑に供給するシステム、これを維持するんだという点にあるんじゃないかなというふうに考えているんですが、この点について大臣に最初に確認をさせていただきたいというふうに思つております。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、川崎委員がおっしゃいましたように、G7の直後ということつまりG7というのは何のため、まあ決まつてはおりましたけれども、主要議題は、あのときも現在も続いております世界的な金融危機、そしてまた実体経済の非常に厳しい状況、金融の方はシステム的にも、金融機関の健全性、日本ではただの一つの金融機関がいまだに破綻しておりますという状況にあるわけでございます。

そこで、本委員会で今回の金融機能強化法改正案等の法案審査、これまで続けてきて、論点というのは大体あらかた出尽くしているんじゃないかなというふうに私は思つております。そういう中で、今回は、そもそも論といいますか、基本的に立ち返つて改めて質問をさせていただきたいというふうに思つております。そもそも大臣は、十月の十四日の大臣談話、こちらの、G7の後だったと思うんですけども、G7の行動計画を具体化する措置の一環としてといふことで、金融機能強化法の強化、活用により地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図るという考え方を表明されておられます。

この金融機能強化法、そもそも改正というのは与

党に先駆けてその必要性というのは主張をさせて

おりませんが、欧米では金融機関がいまだに破綻しておりますという状況にありますから、日本だけが全く関係ないというわけにもいきません。世界がつながっております。そういう中で、日本におきましても、システムも健全、個々の金融機関も別に破綻もしていないし健全であるわけがありますが、しかし信用がどんどん積極的に回つていかなが、つまり金融の果たすべき仲介機能が、機能が

非常にちょっとしにくい状況になつてゐるということがございます。つまり、金融機関の方も持つてゐる資産がどんどんどんどん劣化をしていく、そして、自己資本規制というものがございますから、それとの関係で貸出しというのもやろうにもできない。

そうしますと、経済の状況が非常に厳しい状況に今、日本も入つてきております。とりわけ地方、

中小企業はその影響を一番受けけるわけございま

すし、日本の経済にとって一番大事な中小企業ま

た地域経済、これを何としてもこの資金を活用し

ていただきて事業を続けていただく、もつともつ

と頑張つていただけるようにするための資金供

給、その元の金融機関に更に資本を充実をさせて

いく、資本を強化させていく。そのため、健全

な金融機関に対して公的なお金を送つて、そして

資本を強化して、それによって中小企業、地域の

経済を頑張つていただきたい、あるいはまた強化

をしていただきたいというために、この法案が成

立いたしましたならば、それをうまく活用して、中

小企業や全国の隅々の地域に資金を提供して活動

していただきたいというのがこの法の趣旨でござ

ります。

○川崎稔君 そういう意味では、我が党も今回の指摘のように、実際にマーケットの状況を見てみますと、例えばCPIですと最近の発行残高が減つ

ていているとか発行できても調達コストが高くなつて

いただいだわけであります。

今回、私も、中小企業金融とともに中小企業へ

の信用供与、これを円滑に進めるという観点から

これから先のお話をさせていただきたいんです

が、足下の金融経済情勢という点をちょっとと確認をいたしますと、例えば昨日の日本経済新聞朝刊

の一面トップ辺りに出ておりましたので御覽になつた方も多いと思うんですが、要するに、内容

としまして、大企業の資金調達、これが銀行借入

れにシフトしていると、金融市場の混乱が長引い

て社債やCPによる調達が非常に難しくなつてしまつて、これまでと逆の動きですね、間接金融への転換の動きが目立つと、大企業にこうした動きが強

まれば、結果的には中小企業への資金というのが行き渡りにくくなるおそれがあるということです。

具体的には、大企業が借入枠を増やしたり、ある

いは社債から借り入れに変えたりという、非常にそ

ういう事例が増えているということなんですね。

私も、このところの動き実際に見ていてこういった形で中小企業へのしわ寄せというのを非常に懸念しているわけなんですが、大臣の方にお伺いしたいのは、こういった中小企業をめぐるその足下の金融情勢、どういう御認識でいらっしゃるか、伺わせていただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) まさに今、川崎委員が御指摘になりましたように、一定以上の企業であれば、自分で社債を出したり、あるいはもつと短期的なお金はCPを発行して調達をする、そういうマーケットもありますし、またそういうことで随分活用していたわけありますけれども、やはりさつき申し上げたように、世界的な信用収縮といいましょうか、日本の場合にはお金もあるし企業のバランスシートもいいんですけれども、しかしわゆる流動性ということに関して今非常に

いると、そういう状況になつてきております。

そうすると、あとは間接金融の方に行く。大企業、優良企業が行けば、そこは貸出しをする、規模も大きいわけであります。

しかし、さつき申し上げたように、金融機関にも一定の貸出しのキャップが掛かっているわけでありますから、そういた

しますと、限られた範囲の中で大企業、優良企業に行けば行くほど、その残りといいましたら

うものが圧縮されてしまうという状況に今

あるのではないかと私は思つております。大変

変ですけれども、自分たちが借りられる資金とい

うものが圧縮されてしまうという状況に今

あるのではないでありますから、私は思つてお

るところ、年末を控えて、特にこれは大企業も中

企業も同じでありますけれども、特に地方の中

企業にこういうことに対する影響があつてはな

らないということで、今我々は非常にこの問題

を、昨日の私も新聞読みましたけれども、そういう状況というものを注目をして、緊張をしながら、ゆめゆめ、経営もいし作つてゐるものもない

いし資産もあるんだけれども、でも流動性がない

んだという、こういうことで、流動性のみをもつておかしくなつちやうというようなことがないよ

うに、これは日銀の仕事でござりますけれども、我々もできることはやつていかなければならぬ

というふうに思つております。

○川崎稔君 ありがとうございます。大臣が今おつしやつたように、まさにその年末、これをどう越えるかということが日本全体でもう大変皆さんが関心を持っているわけですし、おつしやるよう

に、今回の経済情勢というのまことに流動性をどう確保するか、この一点にあるという意味では

これまでの局面とはまた違うわけですね。

そこで、今大臣もおつしやつたように、日銀に

ちょっとお伺いをしたいと思います。通告してい

た質問と若干違いますが、先に日銀にお伺いした

いということで、西村副総裁、本日はありがとうございます。御多忙のことろ本当に申し訳ござい

ます。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、川崎委員がおつしやいましたように、G7の直後ということつまりG7というのは何のため、まあ決まつてはおりましたけれども、主要議題は、あのときも現在も続いております世界的な金融危機、そしてまた実体経済の非常に厳しい状況、金融の方はシステム的にも、金融機関の健全性、日本ではただの一つの金融機関がいまだに破綻しておりますという状況にありますから、日本だけが全く関係ないというわけにもいきません。世界がつながっております。そういう中で、日本におきましても、システムも健全、個々の金融機関も別に破綻もしていないし健全であるわけがありますが、しかし信

用がどんどん積極的に回つていかなが、つまり金

融の果たすべき仲介機能が、機能が

非常にちょっとしにくい状況になつてゐるとい

うことがございます。つまり、金融機関の方も持つ

てゐる資産がどんどん劣化をしていく、そして、

自己資本規制というものがござりますから、

それとの関係で貸出しというのもやろうに

できない。

そこで、本委員会で今回の金融機能強化法改

正案等の法案審査、これまで続けてきていた

だときどき、立派な議論がなされてゐるとい

うふうに思つております。そこで、この議論を

踏まえながら、この議論を踏まえながら、

この議論を踏まえながら、この議論を踏まえ

ながら、この議論を踏まえながら、この議論を

十八日に行われました我が党の小沢代表と麻生総理とのいわゆる党首討論。その席で麻生総理がこうおっしゃつているんですね。できるだけ速記録に即して忠実に申し上げたいと思うんですが。この年末にかけては、一次補正が通つておりますので、その中で、中小・小規模企業対策などのいわゆる九兆円の保証枠または貸出枠等々は順調にはけておりまして、昨日、今日と約一千億円、一千百億円、毎日そのような形で使われておりますのでもう御存じのとおりです。そして、年内のものに関しましてはこれで対応ができる、借り手側に関してみればそう思つておりますが、もう一つは貸し手側がありますということで、この今回の金融機能強化法の改正が必要だという趣旨のことをおっしゃつているわけですね。

私が実は非常に不思議に思いますのは、麻生総理だけではなくて、自民党的細田幹事長も民放のテレビ番組で同じ趣旨のお話をされておられましたし、あるいは中小企業庁の官僚の方々も例えば私たち民主党の会議などで同じ説明をされるわけです。要するに、このベースでいけば年末は大丈夫なんだ。非常に、一日一千億とか一千百億円というペース、これを強調されるわけですね。資料二を御覧いただきたいのですが、資料二においてお付けしておりますのは、これは御存じのとおりお付けしておりますのは、これは御存じのとおり平成十年十月から平成十三年三月まで実施されました、中小企業金融安定化特別保証制度、いわゆる特別保証と言われていた制度の月別の承諾実績です。それを御覧いただきますと、制度発足当初三か月間、件数で見ますと、十月に九万七千件、十一月に二十一万八千件、十一月が二十三万三千件、これが年が明けて平成十一年に入るところがぐつと減つていて、年度末と言われる平成十一年の三月でも七万七千件にすぎないんですね。金額で見ても、当初三か月間で合計で一兆三千億円、十一月は約二兆六千億円、十一月が約四兆六千億円、十二月が約四兆一千億円、まさにけた違ひなんですね。今回の緊急保証と規模が全く違います。もしこのときと同じペースで今回の緊急保証を行つて

いたとしたら六兆円という保証規模では絶対に足らないわけですね。二次補正で予定をされているように、二兆円まで規模を引き上げる、こういふので、その中で、中小・小規模企業対策などのいわゆる九兆円の保証枠または貸出枠等々は順調にはけておりまして、昨日、今日と約一千億円、一千百億円、毎日そのような形で使われておりますのでもう御存じのとおりです。そして、年内のものに関しましてはこれで対応ができる、借り手側に関してみればそう思つておりますが、もう一つは貸し手側がありますということで、この今回の金融機能強化法の改正が必要だという趣旨のことをおっしゃつているわけですね。

それは、当時の特別保証制度では、資料三にお付けをしているんですが、このネガティブリスト方式という形での審査を行つてある。これは具体的にどういうことかといいますと、例えば粉飾決算とかあるいは大幅債務超過といった一定の事由に該当しない限り原則として保証を承諾するといふことで、非常に簡易で迅速な審査ということを行われたというふうにお聞きをしておるんですけど、この点、間違いございませんか。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

当時の特別保証につきましては、相次ぐ金融機関の破綻という状況の中で異例の信用収縮に対応するためということで、資金繰りに困難を来している企業、特に業況の好調な企業も含めて措置を取ったものでございまして、委員御指摘のとおり、市区町村の認定の後、ネガティブリスト方式といふことで、このネガティブリストに該当する場合を除き原則として保証を承諾するということであります。

これにつきましては、倒産の防止、雇用の維持に効果があつたという評価がある一方で、借り手側の濫用の問題あるいは貸し手側のモラルハザードといった問題も指摘されておりまして、今般の緊急保証制度におきましては、この特別保証の経験を踏まえて適切に運用しておるということでございます。

○川崎稔君 要は、今回の緊急保証については、例えば通達等では中小企業の経営実態を十分勘案するようにということで通達を経済産業省の方か

らお出しになつていいと思うんですが、実際に現場の声、いろいろ耳に入つてくるんですけれども、審査が要するにいつもと変わらない、あるいはむしろ厳しくなつてあるんじやないかとか、いろんな声が入つてきてるわけなんですね。

要するに、従来と同じ審査方法である限り、例えば幾ら信用保証協会の現場の皆さんがもう休日返上で審査に頑張つてくださつても、やっぱり承諾のベースというのはおのずと増えるには限界があるわけで、そういう意味では当時のようなベースでは全然承諾は増えない。審査が終わつて承諾されたものが要するに一日でいえば一千億円とか一千百億円とかいうことで、ユーナークライアントである中小企業から見れば全然大丈夫な話ではないですね。

むしろ、例えば行列の方はどうどんどん増えていると、行列が増えていくにもかかわらず、審査した結果として信用保証協会が受けた数でいえば六兆円で大丈夫だということになるんですけども、これ大丈夫だというのは、要するに資金を供給する側からすれば大丈夫なんですね。でも、資金需要、要するにユーナークライアントからすれば大丈夫という話では全然ないわけで、今回、年内大丈夫だと、このまま年末の資金需要、これで大丈夫だと言うけれども、これ大丈夫だということになると、大丈夫なんだというふうに思つておられるんではないかといふふうに思つておられるんではないか。

それで、この六兆円で大丈夫なんだ、年内大丈夫なんだという、まさに一日一千億あるいは一千百億のベースで進んでいれば年内はこの金額で危機だということでおっしゃつているわけですね。それで、この六兆円で大丈夫なんだ、年内大丈夫なんだというふうに思つておられるんではないかといふふうに思つておられるんではないか。

○川崎稔君 先ほど冒頭で政務官おっしゃつたように、今回の六兆円というのはどういう根拠でとどころでもござります。そのことを考えますと、十月三十一日からスタートいたしました緊急保証制度、しっかりと対応ができるものだと思います。

できませんでしたが、一千万の拡大をしておりましたし、日ごろから危機に備えて準備を備えておつたところでもござります。そのことを考えますと、これは通常五百五十万までしか借りることがあります。

○大臣政務官(松村祥史君) 委員の御質問にお答えをしたいと思います。

確かに、現場ではいろんなトラブル、また借り手の皆様方、必死になつて頑張つていらっしゃる手の皆様方、必死になつて頑張つていらっしゃると、このように理解をしております。

しかし、この十月三十一日からスタートいたしました緊急保証制度でございますが、今回このよ

うな世界恐慌的な金融不安がございますが、今年に入りましてから中小企業者に対する融資が得られて事業ができるようになりました。ですから、六兆円が大丈夫かどうかよりも、本当に困つている方々にこの特別保証が機能していくかどうかということによつて、その結果、この保証が得られて融資が得られて事業ができる、今

年も年が越せたよねと、そしてまた来年も頑張ろ

うよねと、こういう形になるようにしていくのが

この目的だと思いますので、私は、その六兆円で大丈夫だとか大丈夫じゃないとかいう議論より

も、実質的にこれをもつて活用していただいて効果があつたというふうになるように我々は現在努力していかなければなりませんし、今の御指摘を受けて、改めてこの制度を使っていただけるよう

にまた年末に向けて努力していかなければいけないな、中小企業庁と一緒に金融庁も努力していくかなければいけないなというふうに思つていて

ころでございます。

○川崎稔君 是非、もう現場の悲鳴、まさに中小企業においては流動性の面からの倒産が急増して

いるということを是非御認識をいただいて、適切な対応をお願いしたいと思います。

手元に十二月九日の農林水産委員会の議事録がありまして、実は私の質問があります。読み上げますと、今回もし金融機能強化法が可決、成立しまして、JAグループは三千億円以上取ることは一切あり得ないです、そのことだけを確認した

いと思いますという私の質問に対しまして、石破大臣はこう答えております。読み上げます。現状においてありますと、私は

そこで、中川大臣に質問したいと思います。中川大臣も三千億円以上の資本注入はあり得ないと

いう認識でよろしいですね。

○国務大臣(中川昭一君) いや、個々の金融機関が幾ら資本注入するかしないかというのは、私存じ上げませんし、またお話しできる立場にございません。要は、この法案が成立し、施行した段階で、申出があれば手続にのつとつて対応すると

いうことでございます。

○大久保勉君 農林中金の所管は農水省と金融庁ですから、いわゆる閣内不一致ということなん

ですね。

ですから、麻生内閣においては、石破大臣は三千億円以上は注入することはあり得ないと。なぜならば、こちらは貯金保険法で三千億円程度資金枠がありますからこれで十分ですと、金融機能強化法というのは中小企業融資のためですから当然

ながら七千億ちょっとしか融資をしていない農林中金は三千億円以上は借りることはないですねと

いうことで念押しをしましたとおり、石破大臣は、現状においてあり得ないと。ところが中川大臣は、

そういうことはないと。中川大臣自身は、三千億円以上あり得ると

いうことですか。

○國務大臣(中川昭一君) 何がですか。

○大久保勉君 農林中金が金融機能強化法で申請して、例えば五千億欲しいとか一兆円欲しいと

いった場合に、五千億、一兆円資本注入をすることがあり得るという見解でしようか。そのことを確認したいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) いや、あり得るかと言

われればあり得るかもしれませんし、とにかく申請してくるかどうかかも分かりませんし、申請して

きた場合にどのぐらいを申請してくるのかについ

ても分かりませんし、私は金融行政の立場から農

林中金を見ているわけでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○大久保勉君 時間もありませんが、農水相の石

で、是非閣内で協議してください。

実は、次の問題としまして、農林中金は現在ど

ういう状況にあるかということで、上野理事長に参考人として、こちらで質問しようと思つました

が、残念ながら来れないということで、農林中央金庫から参議院御中ということで書面をいただき

ました。

○大久保勉君 時間もありませんので、次の観点で質問をしたいと思いますが、手元に十一月二十

六日配信の時事通信の記事があります。読み上げ

ますと、農林中央金庫は二十六日、二〇〇八年度

内に一兆数千億円の資本強化に踏み切る方針を固めた。一行飛ばしまして、十二月十六日に出資者

である全国の信連や信漁連などの代表者を集めました。

会議を開き、增资案を正式に提示するということ

であります。

○大久保勉君 催の参議院財政金融委員会に参考人招致の打診を

いただきましたが、役員の日程の都合上、出席が

できません。また、金融機能強化法の審議にかかり、同法に基づく適用申請に関する当金庫の見解については、現時点におきましても、平成二十年十月三十一日開催の衆議院財務金融委員会において理事長の上野から申し上げたとおり、「現時点

ません」とする見解に変更はございませんので、

この旨申し添えますということです。

どうしてこの質問をしたかったかといいますと

と、中間決算の発表がございまして、一兆五千億

超の含み損もありましたし、状況が変わつておりますから、農林中金としてどういう状況かとい

うことで確認したかったと思います。

こういった状況を踏まえまして、金融庁に質問

したいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにいたしま

しても、この制度はそれぞれの金融機関からの申

請に基づきまして、その上で適正な審査を経て資

本参加するかどうかというのを決定する仕組みで

ございまして、現段階で、そういう制度の枠組

みの下でこれからも運営させていただくというこ

とでございます。

○大久保勉君 時間もありませんが、農水相の石

今回出資をするというふうに聞いておりますとい

うことで、基本的に自己完結するから必要ない

と。これはすばらしいことだと思います。

そこで、一点、いわゆる発行者にかかる証券の法律に関して質問したいと思います。といいま

すのは、JAグループ七百六十五団体、信連が三十八、漁協が百七十二、信漁連が三十、合計千近

いところに対しまして、いわゆる資本調達をする

ということでしたら、通常の銀行でありましたら公募売出しあるいは公募募集という証券の発行形

態の手続が必要なんです。こういった手続を経ずに正式決定するというの是非常に難しいですか

ら、やはりきつちりこういつた手続にのつとつて適切な開示がなされているかどうかに関して質問

をしたいと思います。

これは金融庁の参考人に對して、特に金融商品取引法等により要求されている一般的な銀行の工

業協同組織等の要件により発行される

クィティーファイナンスの条件は、農林中金には一切そういう公的資金を入れる必要がない

い。参考人、お願いします。

○政府参考人(三國谷勝範君) いざに申します

し、検査等で把握し得る立場にあります。金融機能強化法、貯金保険法のいずれの点からも同様な認識であるか。同様な認識というのは、農林中

金には一切そういう公的資金を入れる必要がない

い。

い。</

して、委員お尋ねの出資証券等につきまして、発行者自身が直接募集を行うといったような形での行為については適用されるものではございません。

いずれにいたしましても、農中が会員に出資を要請する場合には、同金庫の財務内容等を適切に会員に対して説明する等により会員の理解を十分に得ていくという必要はあるかと考えております。

○大久保勉君 分かりました。

一点だけ確認したいのは、十六日に五十団体以上とのところに対し出資のお願いとか若しくは決定をしますから、いわゆることは公募手続で行うべきなんですか、それともこれは私募でも大丈夫でしょうか、この点、質問します。

○政府参考人(内藤純一君) 私ども、先ほど一般論として御答弁させていただきましたが、私は

申上げたような会員に対する増資という形でその増資が行われるのかということです。普通出資につきましては、今申し上げたような会員に対する増資というような形でございますので、金商法上の適用はない、優先出資につきましては開示規制等が対象となつてくるというふうなことでございます。

○大久保勉君 続きまして、投資家の適格性に関して質問したいんですが、実際に引受けをします単位農協の剩余金が少ないという場合に、出資金が一、農林中金の普通出資金等が焦げ付いた場合に、会員の、JAの組合員に対して迷惑を掛けることがありますから、こういった観点から、どういったJAが、単位農協が投資家として適格か、この点に関して質問したいと思います。

○委員長(峰崎直樹君) どなた。

○大久保勉君 金融大臣です。これは質問通告しています。

質問通告の五番です。一般的投資家適合性の原則。大臣です。大臣に質問通告しております。

じゃ、読んでいらっしゃる間に別の質問をして、その間に準備されてください。

特会のうち、預金が九百八十億ドルの預金があります。そのうち七百億ドルは外銀に預金しておりますが、世界的にドル資金繰りが厳しくなっております年末、年末越えの資金あるいは年度末越えの資金を邦銀や日系企業の海外現地法人に供給すべきじゃないかと私は考えています。これこそが

国策だと思いますが、そこで、外為特会はこれら重点的に邦銀に対してもお金預金すべきじゃなければ、一点目。二点目は、やはり自動車会社の海外現法とかいろんなところが厳しいですから、JBICに外為特会が融資をする、そしてJBICが日本の現地法人を助ける是非こういったことを実行してもらいたいと思います。

そこで、質問としましては、こういったことが可能であるか、このことを財務大臣に質問したいと思います。これも中川大臣ですね。これは一の六ですね。じゃ、一の五と一の六、同時に結構です、読み上げてください。

○國務大臣(中川昭一君) まず一の五番でございますけれども、何ですか、協同組合組織の中央組織、この場合には農林中金だと思いま

す。

○尾立源幸君 わはようございます。民主党の尾立でございます。

それは早速、私も十五分でございますので、

中川大臣に御質問させていただきたいと思いま

す。

○國務大臣(中川昭一君) まず、私は大久保議員のようなシステムマッチクな順番で質問をしませんので、ちょっと事前通告なし

からいきなりやらさせていただきたいと思いま

す。

まず、私はASEANプラス3という意識

の中で日中韓が協力して東アジアの中で貢献して

いこう、その一環として日中韓の、それぞれ通貨

スワップを持つているわけでありますけれども、

それを拡大をしようじゃないかということが合意されたわけであります。

現在、それを交渉中でございまして、今日、新聞にどんと出ておりますけれども、とにかく十三

日の日中韓の首脳会合ではいい成果が出るよう

に、拡大した形で日中韓が、特に日韓が合意ができるように今生懸命交渉をやつてある最中でござります。

まだ、クリスマス前ということで三割、四割

引きということなんで、どんなに安く物が買える

いいんだろうというふうに思います。そういう前

提で、これからまた組織内できちんとした対応を

していただきたいというふうに思つておるわけでござります。

○國務大臣(中川昭一君) 今、尾立委員のウォン

特会からJBICにお金を貸してそしてJBIC

でやつたという例がございますけど、あのときはJBIC、昔の輸銀でござりますが、輸銀が資金

調達ができなかつたという時代でございます。現在ではJBICそのものが非常に調達能力もござい

ますので、現在ではわざわざ外為特会のお金をJBICにつき込んでという要望もございませんし、我々も現時点では必要がないと考えております。

○大久保勉君 JBICに関して私なりに研究し

ましたところ、お金はありますが、安いドル資金がなかなか取りづらくなっています、社債市場も余り良くないですから。ですから、比較的安い資金を是非外為特会から融資する、このことを検討をお願いしたいということです。

○國務大臣(中川昭一君) 今、尾立委員のウォン

が半分になつちやつたという話を聞いて大変びつ

くりいたしましたけれども、とにかく韓国、中国は日本の隣国であり、また非常に関係が深いわけ

でございます、経済的にも。

そういう意味で、G20のときに日中韓の財務大臣三人集まりまして会議をいたしました、この世

界的な金融危機の中で東アジアでも困っている国

があるので、このASEANプラス3という意識

の中で日中韓が協力して東アジアの中で貢献して

いこう、その一環として日中韓の、それぞれ通貨

スワップを持つているわけでありますけれども、

それを拡大をしようじゃないかということが合意されたわけであります。

現在、それを交渉中でございまして、今日、新聞にどんと出ておりますけれども、とにかく十三

日の日中韓の首脳会合ではいい成果が出るよう

に、拡大した形で日中韓が、特に日韓が合意ができるように今生懸命交渉をやつてある最中でござります。

まだ、クリスマス前ということで三割、四割

引きということなんで、どんなに安く物が買える

いいんだろうというふうに思います。そういう前

提で、これからまた組織内できちんとした対応を

していただきたいというふうに思つておるわけでござります。

○國務大臣(中川昭一君) 中韓のことは分かりま

せん。それからもう一つ、これは尾立議員も御存じのように、日銀分と財務省分でございます。財

務省についても日中でやつております。日銀についてもやつておりますけれども、日銀のことは私は

からはコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

す。

いすれにしても、お互に合意できるような形で、十三日ですか、迎えられるよう今交渉を一生懸命やっているところでございます。

○尾立源幸君 是非よろしくお願ひいたします。

それでは、今回の金融機能強化法の案件に含まれております新銀行東京について質問させていただきたいと思います。

ます。東京都の責任について改めてこれまでの議論を振り返りまして一度確認をさせていただきたいと思います。一般論で構わないで、ただきたいと思います。一般論で構わないで、ただきたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたしま

す。個別金融機関とその株主との関係に対します個別の評価につきまして、当局としてお答えすることは差し控えたいと存じます。

一般論として申し上げますと、株主は経営に対してガバナンスの観点から適切な役割を果たしていくことが重要と考えてあるところでございまして、当局といしましては、銀行の経営方針等に即しまして取締役会が役割と責任を適切に果たしているかなどについて検証を行い、適切な経営管理体制の確保に努めているところでございます。

○尾立源幸君 今回、東京都は単なる株主ではなく支配株主ということだと思いますけれども、その上で今お配りしました資料を見ていただきたいんですが、金融庁の検査で都が過大な融資計画の作成に関与していたと、こういう指摘をしていました。

○尾立源幸君 今やり取りされているということが分かつたという報道でございます。すなわち、新銀行東京は開業後、事業計画を繰り返し見直したが、都側はその都度、新銀行側にマスター・プランの数値が基軸と目標達成を要求した、旧経営陣は融資拡大路線を続け、社外取締役も機能しなかったと、こういう報道なんですかね、いかがでございますか、この報道に対して。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げます。今、委員御指摘のような報道があつたことは私も承知をしておるところでございますが、個別の金融機関にかかる検査の内容を申し上げることは、当該金融機関の取引先の競争上の地位等、正当な利益を害するおそれがあるとともに、将来の検査一般におきまして多数の金融機関の協力が得られず正確な事実の把握を困難にすることから、お答えは差し控えさせていただきたいと存じます。

一般論として申し上げれば、金融検査の実施に当たりましては、金融検査マニュアルに基づきまして、例えば取締役会が経営方針や経営計画の策定につきまして、その役割と責任を適切に果たしているか等々、金融機関における経営管理体制の整備確立状況について検証を行つてあるところでございまして、仮に金融機関のこうした管理体制に問題が認められる場合には重点的に検証を行つてあるということでございます。

一般論としてお答え申し上げました。

○尾立源幸君 一方、この件に関しまして、中川大臣も記者の質問に対し、個別行のことでケートな話なので、金融庁ともよく相談した上で対応あるいは発表したいと、こういうふうにおっしゃっているのですが、対応また発表、どうされ

ますか。

○国務大臣(中川昭一君) 今、報告書のやり取りをやつておられる最中でございますので、それについてお答えできませんわけありますけれども、

一般論としては今事務方が答えたとおりでござい

ます。

○尾立源幸君 今やり取りされているということは、そのうち対応あるいは発表されるということではないんですね。対応はされているということなんですが、発表されるということでいいんです

ます。

○国務大臣(中川昭一君) これは、ですから目的は中小企業支援といいましょうか、地域経済にお役に立つていただきたい、そのため金融仲介機能をより強化したいというのが目的でございますので、そういう趣旨で最初から排除することは必要はないということを申し上げておられます。

○尾立源幸君 いすれにいたしまして、私たちはこの新銀行東京に公的資金を注入するということに対し、理解をすることはできませんので、その点だけはまずここではつづり申し上げたいと

思います。

そしてまた、ちょっと余談でございますが、委員長、我々が参考人招致、石原知事に求めたんだ

ことをおつしやっています。我々の参考人招致に関連して、参議院を人民裁判だと。すごい言葉を

おつしやるものだと思うんですけど、これも議事録に残っていることなんで、改めてそれは委員長

から抗議をしていただきたい。仮にも国会議員さ

だくなりということでございますから、絶対に入り要請しないんだと、じゃ、あなたは最初から外しますと、これも何となく行政としては安定性を欠くような話でございますので、するかしないかは別にして、一般論として、最初からどこかの銀行を排除するということは考えておりません。

○尾立源幸君 でも、旧金融機能強化法ではあらかじめ限定をしておつたわけですね。今回それを要求をさせていただきたいと思います。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたしたいと思います。

○尾立源幸君 それで、さっきの農中の話とも似たような話でございます。今回、衆議院で附帯決議が付いて、新銀行東京についてとは書いていませんが、地方公共団体の経営する銀行については一義的には地方公共団体に責任があると、こういうふうな話でございます。そこで、なぜ最初は限定しておつたのか、新銀行東京についてとは書いていませんが、地方公共団体の経営する銀行については一義的には地方公共団体に責任があると、こういうふうに申し上げているわけであります。

○国務大臣(中川昭一君) いや、ですから最初から排除をするということが私は安定性を欠くといふふうに申し上げているわけであります。

○尾立源幸君 じゃ、前回がおかしかったということですか。

○国務大臣(中川昭一君) 今回は、ですから目的は中小企業支援といいましょうか、地域経済にお役に立つていただきたい、そのため金融仲介機能をより強化したいというのが目的でございますので、そういう趣旨で最初から排除することは必要はないということを申し上げておるのであります。

○尾立源幸君 いすれにいたしまして、私たち

はこの新銀行東京に公的資金を注入するということに対し、理解をすることはできませんので、その点だけはまずここではつづり申し上げたいと

思います。

そしてまた、ちょっと余談でございますが、委員長、我々が参考人招致、石原知事に求めたんだ

ことをおつしやっています。我々の参考人招致に

関連して、参議院を人民裁判だと。すごい言葉を

おつしやるものだと思うんですけど、これも議事

録に残っていることなんで、改めてそれは委員長

から抗議をしていただきたい。仮にも国会議員さ

いということになりますと、これは年末大変になるとになるわけでございます。ですから、緊急保証を含めましてやっているわけでございます。

今御指摘のように、中小企業向けというものを検査の対象にするということにつきましても、この時期非常にそれが大事なことだらうといふふうに思つておりますので、私といたしましても、また金融庁といたしましても、その趣旨が金融機関見にきちっと伝わっていくようにならとしても見ていただきたいというふうに思つております。

○荒木清寛君 それでは、まず政府参考人の方に今日は最後の法案質疑でありますので確認をしておきますが、今回の金融機能強化法の改正については、中小企業金融の円滑化に資するものとして各方面から期待をされているわけであります。そこで、今回の改正は現行法と目的規定は同じ

なわけですね。そういう中で、この改正によって中小企業金融の円滑化が促進されるということが法文上どういうところできちんと担保がされているのか。立場によってはこの目的規定も変えたらどうかという、まあ後で修正案も出ると聞いておるんですけどね。我々はこの法案の中できちんとそうしたことは担保されているんだと、このように勉強をしたわけなんですが。

その点、ちゃんと中小企業金融の信用供与の円滑化が担保されるんだ、そういう意味での地域の経済の活性化なんだというこの法案の仕組みを説

○政府参考人(内藤純一君) 明してもらえますか。

今回の金融機能強化法案の私どもの提案の中でも、まず第一点は、申請時における経営強化計画提出を第一点としていただきたい。その中で、これまで信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策というものを書いていたが、ここをより明確にするために、ございましたが、中小企業に対する信用供与の円滑化等ということと、その明示をした第一点でござい

それから、大きな第二点でございますが、今度は、その申請を受けまして国の資本参加の基準というものを決めるわけでござりますが、そこで従前は、地域における金融の円滑化が見込まれることと、こう書いてございました。ここもより明確をさせまして、地域における中小企業に対する金融の円滑化等が見込まれることというふうに改正をする、そういう提案を申し上げているところでござります。

ただ、私も今回の委員会で質疑をしたわけではありますけれども、現行法における資本増強の例は二件しかないということです。それぞれ地域の経済の活性化には寄与をしたんだと、こういう御説明であつたんですけど、数も数であつて、どこまでそれが検証できるのかという、そういう不安もあるわけなんですね。

したがいまして、今回の改正によって、しかも改正の中で中小企業に対する金融の円滑化を図るための改正だという、条文上はもうしつかりそういう

なつてゐるわけですから、実際にそういう所期の目的を達するような運用、またこの參衆での委員会での議論も踏まえて、そういう対応を大臣として取つていただきたいわけでありますけれども、この改正された法の運用についての心構えといいますか、姿勢を伺いたい。

○国務大臣(中川昭一君) 今 菅井委員がおっしゃいましたように、元々この法律はあるわけありますけれども、なぜこの法律をまた、何でですか、生き返らせるというか、また法律を機能させように行くことになつたかといえば、言うまでもなく、金融システムの中で更に資金を提供するという金融機能を強化させるんだということです。

つまり、世界的なこの金融不安、金融危機の中で、日本はシステムはしっかりとしているけれどもみんな信用機能を果たしていくといふ状況を、公的なお金を使っていただいてその機能を強化するということでございます。とりわけ、今回は地域、中小企業ということに、今局長かども答弁ありましたように、そこを最大のポイントとしてやっていくんだということでございます。したがいまして、決意につきましては、もうまでもなく、さらに、この十二月の今日十一〇という時点、年末であり、しかも経済状況がますます厳しくなっているという状況でござりますから、その目的がますます重要になつてきているということで、頑張つていかなければいけないといふふうに思つております。

○荒木清寛君 最後に、大臣に金融機関の経営体質強化についてお尋ねいたします。

金融機関の九月中旬決算を見ますと、主要行、地域銀行とも大幅な減益となつております。不自債権処理費用も急増する等、経営状況が悪化しておりまして、地銀や信金の一部には赤字決算を令儀なくされているところも現れております。(これが)は、今回の金融危機当初から心配されてきたことでもあります。自己資本比率の規制の緩和あるいは時価会計についての一時的な緩和措置は既に講

じられておりますけれども、この金融機関の経営が市場変動の影響を受けやすいという構造をどう改善していくかということが今後のかぎではないかと思います。一部では、そうした意味で地域金融機関の再編をまた進める必要があるんではないか、こういう論評もあるわけですか。

そうした意味で、特に地域銀行を中心とした金融機関は、経営基盤を強化していくために今後考え得る行政的な課題があれば、最後にお尋ねをしておきま

たようなことを是非知つてもらいたい、理解してもらいたいということが最も大事なことだらうと思います。また、金融機関の方も今、きめ細かに申請のときのやり方についてはこれから作業をさせていくわけでございますけれども、柔軟にとおうとおかしいわけでありますけれども、しゃくへん規格じゃなく、地域に密着したプロの目利きでは域の中小企業に対して必要な資金が提供できるよう、金融機関の方もこの法案の趣旨を理解してやつていただきたいというふうに思います。

○荒木清寛君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

ですが、今日は中小企業融資、セーフティーネット保証における銀行の姿勢について何点か質問したいというふうに思います。

セーフティーネット保証の中で、ノンバンクとか商工ローンから借りているというだけで保証協会に門前払いをされるという例がこの間たくさん出ております。事業者にとつてはノンバンク、商工ローンから借りるというのは、そもそも銀行など貸してくれないから借りざるを得ないとか、あくまでも借りたつまで借りるという場合が多くな

いわけでございまして、必ずしも多重債務に陥っているというふうなことは限らないわけでございます。この辺の人たちが今一番最前線で融資を困っているわけです。

仮に多重債務と言われる人の場合でも、多重債務問題改善プログラムという政府の大方针がございまして、この口ではいろいろの場合でご融資を

融機関等は窓口に来たらきちっと債務整理をしてもらおうとかそういう相談に乗るべきだというふになつておりますし、保証協会がとにかく門前払いをするというのは許されないことでございま

のないようについて指導をお願いしたところでござりますけれども、具体的にどういう指導をされたのか、ちょっと教えてもらいますか。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

緊急保証制度の運用につきましては、今委員御指摘の商工ローン等からの借入れの有無といったそういった形式的な事象のみでなく、中小・小規模企業の方の経営実態、特性を十分踏まえた上で判断をしていただきたいということで、この旨、二階大臣から各信用保証協会のトップに直接要請し、また文書でも徹底をしております。また、保証協会が現実に相談を受けた際に、仮に多重債務で苦しんでおられる方には必要に応じて専門家を紹介するなどの取組を行うこととしております。

この年末の資金繰り対策におきまして、改めて

全国信用保証協会連合会を通じまして今の趣旨を、各信用保証協会で多重債務問題への対応をするようにということで申し入れて、要請をしてございます。

引き続き、中小・小規模企業の方の資金繰り支援に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。早速対応していただきました。現場がどう具体的に改善されていくのかというの引き続き注視していくますので、御努力お願いしたいと思います。

今は保証協会が門前払いしている例ですけれども、次に、保証協会がオーケーをしても、ノンバンクから借りているという理由だけの中身も見ず金融機関、銀行が拒否をしているという例がございます。これは具体例でお話ししたいんですけども、中川大臣が金融円滑化大臣目安箱というのをつくられまして、そこにも寄せられている内容で、私のところにも来た内容でございますが、もう具体的な話をした方がいいと思いますので、この方は、十二月に政府のセーフティーネット保証を受けたいということで北陸銀行に相談を

いたしました。当初、北陸銀行の窓口の担当者は問題ないということだったのですけれども、現場で使われないというか、使えないことになつてしまふわ

けでございます。是非、金融庁として保証協会の保証が付いたものはちゃんと銀行が融資するよ

うにということを徹底してほしいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私どもといたしまして、保証協会もオーケーを出したと、正式に、

北陸銀行の小樽支店ですね、小樽支店に行つたところ、融資課長さんが、ノンバンクから借入れが

あるので融資ができないと。そんなことはどういうことで何度か交渉されたら、これ以上来るなら營業妨害に当たると厳しく門前払いをされたという

ことでございます。

中身を聞きますと、このWさんという方は、ノンバンクの借入れといつても百三十万円ぐらいで、返済も滞つていませんし、多重債務でも何でもない方でございます。こんなのはおかしいといふことで、十二月八日ですか、中川大臣の目安箱にメールを送られたということでございます。

大臣、このメールお読みになりましたか。

○国務大臣(中川昭一君) 目安箱をつくって約二か月、六十日ほどの間に私の手元に六百数十件い

ただいております。その中の一つとしてこれがありますことは知っております。したがつて、読みまし

た。

○大門実紀史君 六百数十件すべて読んでおられることで、大したものだなというふうに思

います。ちなみに、目安箱を始めたのは徳川吉宗でございますけれども、徳川吉宗も本当は全部読

んでいなかつたという話があるぐらいでございます。

して、大変感心をいたしました。

このWさんは、その後、北海道の財務局小樽出

張所に行かれて改善を申し入れられました。財務

局は非常に誠実な対応をしていただけて、北陸銀

行の本社に連絡をするということもしてもらつて

ていますし、北海道の財務課にも相談したらこういふ対応はあり得ないという現実があるわけ

ですね。これは資本増強とか何だと以前の問題

で、現場で実際に起こっているのはこういう問題

でございますので、今回の法案が通らなければ

云々というのは、もうちょっと現場のことを勉強

してほしいなと。違うレベルなんですよ。一〇

〇%保証が付いても貸さないというのは違う別の

問題なんですね。是非、そういうふうにもつと

現場を知つてほしいなというふうに思います。

さらに、銀行がセーフティーネット保証を積極

的に使つておられるのかと、活用してくれておるのか

と思つたら、今度はまたとんでもない事例が出て

きております。要するに、銀行のプロパー融資を

このセーフティーネット保証、緊急保証を使つて

付け替えをやるうということが起きております。

特に顕著なのが、自治体も融資制度、政府の制度と併せて自治体の緊急融資制度をどんどんつくつておりますけれども、そのところに銀行がどん

どん入り込んでいるという例ですね。

大阪市で申し上げますと、十月三十一日から一

日五百人以上の申請を緊急融資で受け、そのと

きに金融機関の担当者が一人で十企業以上の白紙

委任状と書類を持って申込みに来ているとか、こ

れは大阪市はびっくりいたしまして、これは一部の金融機関がこの緊急保証制度を悪用して自分の

ちが元々貸していた借金の付け替えをやつて

いるのではないかということ、十一月二十一日から金融機関による代理申請を当面禁止をいたしま

す。

○大門実紀史君 私どもといたしまして、金融機関の最も重要な役割の一つであると認識しております。

この金融法案が通らないと何か中小企業は心配

だと、だから早くという話が、何かあたかもそ

うことばかり言われているんですけれども、例

えば保証が付いている、信用保証協会の保証が付

て各般の施策に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

○大門実紀史君 是非お願いしたいと思います。

この金融法案が通らないと何か中小企業は心配

だと、だから早くという話が、何かあたかもそ

うことばかり言われているんですけれども、例

えば保証が付いている、信用保証協会の保証が付

て各般の施策に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたしま

す。

政府といたしましては、現下の厳しい経済環境

の中で、中小・小規模企業の資金繰りを支援する

る資産買取り枠を設定する、また急激な株価の下落を止めるために空売り規制を強化するというような対症療法などです。ここまでは既にある程度対応済みだろうと思われます。大変スピード早く世界協調がなされたと思います。

次に、足りなくなつた血液の輸血ですが、資本不足に陥った銀行に公的資金を注入し機能回復を図らなければなりません。そこで、必要な注入量を確定することが必要で、今回の危機によつて生じた不良債権の額をおおよそそ把握しなければならないと昨日も申し上げました。これはもちろん実際にその処理が始まらなければ正確な数字は確定できませんが、とにかくこの百年に一回という危機の対策を考えるときには、政治のリーダーなら問題の大きさを把握しておく必要があると思います。

そこで、昨日は総理にお聞きしましたので、中川大臣にこの件について、世界中で今回不良債権の額はどのくらいと把握なさつているか。総理は昨日、我が国は三兆円程度かなとおつしやつたんですね。御所見をお伺いいたします。

○國務大臣(中川昭一君) 現在の不良債権、これ世界には二百か国近く国があつてデータが取れない国もございますので、主にアメリカ、ヨーロッパ、日本という前提でお話ししてよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 結構です。

○國務大臣(中川昭一君) はい。

今回の欧米における金融危機といつものきつかけは別にいたしまして、とにかくこの大きな危機の主要な原因というのは、いわゆるCDO、債務担保証券、あるいはABS、資産担保証券、あるいはCDS等々いわゆるデリバティブ物すごい勢いのお金が投入されて、レバレッジが非常に大きく利いて、そして元が一体何だからなくなつちやつているわけですね。しかも、時価会計があつて、格付会社があつて。したがつて、例えば今年の二月か三月にモノラインというものが一挙に格付会社が格付を下げた瞬間にこれがもう

ほとんど紙くずになつてしまつたと、そしてモノライン会社が次々につぶれていたということです。あるいは、ある北欧の、御存じだと思いますけれども、日本よりも格付のいい北の方のヨーロッパの国が……(発言する者あり) はい。したがつて、流動的でございますので、例えばIMFは現在一百六十兆ぐらいではないかと言つております。日本でも現時点においては三・三兆と言つておりますけれども、今まさに委員おつしやつたように、これ動いてるわけであり、まだ治療中のなか悪化中なのか分かりませんが、まだ中でございまますので、今現在どのぐらいの不良債権があるかについては、私には把握しておりません。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 把握できないと總理も昨日おつしゃつて、我が国だけでは三兆とおつしやつて、それはドルではなく三兆円ということだと私は思いましたが、

○内閣総理大臣(麻生太郎君) いえいえ、そうじやなくて。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これも昨日ほぼ似たような御質問をいただいたんで、同じように御答弁をさせていただきたいと思いますが、今あくまで仮定の質問でありますんでお答えいたしかねます。これが一つです。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) まあ認識の違いがござりますが、日本は世界と協調する必要もありますし、アメリカを支援することはひいては我が国とそして世

日本に支援要請してくるなんということはないんでしょうか。これはもう既に求められているというようなこともよく言われるんですですが、總理はそのときイエスとおつしやるんでしょうか。○國務大臣(中川昭一君) 昨日のある新聞の夕刊に米国短期国債マイナス金利でいう、マイナス金利ということはありませんから、つまり金利ゼロでアメリカの国債を買いたいという状況になります。長くなりますから理由は言いませんけれども、ある意味では、今世界中のドルがアメリカに入っているというか戻つてているという状況ではないと私は認識しております。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 仮定の質問ですかね。昨日も同じ質問をされておられましたからね。昨日の答弁を見ていたいた方がより正確に御理解いただけます。もう一回正確に申し上げる必要を。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今お聞きのとおりであります。日本がバブルがはじけた後の不良債権の処理におよそ三百兆円掛かった根拠も申し上げて、それをじやごのようになつていくかと。それがもちろん欧米に、アメリカから行つて、日本にも来ている、様々な国に行つてゐるわけですからもつと大きな可能性はあります。思つておりますが、客観的に見て三百兆円ぐらいかなと

○内閣総理大臣(麻生太郎君) おつしやつたが違うんであります。でも、仮に幾らか分からなくとも、その損失額を今後各國、各セクターが処理しなければならないということになりますと、アメリカが公的に不良債権の処理を行うためには、国債を発行してその資金を調達する必要があるわけです。しかし、アメリカは巨額の貿易赤字を抱える債務国ですから、既に巨額になつてゐるこの米国債の発行を更に急増させる場合、とてもその資金をアメリカ国に得ないんですが、その必要な資金の調達を

○参考人(山口廣秀君) お答えいたします。

まず現状認識ということですが、御承知のとおり、米国のサブプライムローン問題の表面化という形で今回の金融危機は始まつておるわけですが、既に昨年夏から一年強が経過いたわけあります。特に、今年の九月、リーマン・ブライザーズが破綻して以降、国際金融資本市場の状況というのは厳しさを増していると、このように認識しておるわけであります。そういう中で、最近の国際金融市场の動向というのを見てみると、全体としてはなお緊張した状態が続いているというふうに思つております。

御承知のとおり、米国経済については、金融と実体経済の間の負の相乗作用が強まつております。で、そういう中で悪化の度を強めていると、こういう状態であります。欧州経済についても、個人消費が減少する、住宅投資も減少するといった中で悪化の状態が見えていたということであります。アジアを含む新興国についても、成長率の低下化という動きが出てきているという状況であります。

対応も含めましてどのような政策余地があるのか、その可能性については、予断を持つことなく幅広く検討しながら、どのような対応があり得るかを検討してまいりたいというふうに思つております。

もちろん、具体的にどのような措置を講ずるかについては、そのときの経済情勢ですとか、あるいは物価情勢、さらには金融市場動向を踏まえて適切に判断したいと、かように思つておるところでございます。

本市場の動搖というのが金融危機と呼ばれるぐら
いに緊張感を高めていると。この状況について、
いつ明確な形で脱出することができるのかについ
てなかなか不確実性が高い。はつきり言います
と、見通しが難しいという問題がござります。そ
れをバックグラウンドにおいて、米欧を中心とす
る世界経済の先行きについてもどのような展開に
なり得るのか。はつきり言いますと、下振れの可
能性というのがよりはつきりした形で現れてくる

やや細かく市場の状況を見てみると、短期金融市場につきましては、これまで各国の政府ですかとか中央銀行が様々な措置をとつてきました。こうした措置の効果もありまして、ごくごく短い期間の取引につきましては、リーマン・ブラザーズ破綻前の状況に復していると、こういう状況であります。ただし、年末越えのターム物金利、やや長めの金利ということになりますと、依然として高水準で推移しているということでありますので、緊張感が抜け切っていない状態が続いているということであります。

さらに、株式市場を見てみると、株価につきましては、世界経済の先行きに対する懸念が強いというようなこともありますて振れの大きな展開になつていて、社債市場におきましても緊張感が続いていると。

このように、国際的な金融資本市場につきましては、金融機関同士の流動性の逼迫ということについては多少改善してきてる感はありますがあつた中で、問題の焦点がより幅広く、世界経済の調整の深さですとかあるいはその期間いかんかといったような点に移ってきてるよう思つております。

そういう中で、米欧金融機関あるいは国際金融資本市場の問題というのは、米国を始めとして金融の問題から各国の実体経済に影響が及ぶと、このような状況になつてきているというように思つております。

先特に米国において、いつどのように住宅市場の調整が進むのか、金融システム面を含めて、いろんな政策対応が図られているわけあります。が、この効果がどのような形で現れてくるか、この辺りが重要なポイントだというふうに思つてわります。

日本経済につきましては、世界経済の減速の影響が当然及んでくるわけでありまして、国内の金融環境も厳しさを増しているという状況でございます。このため、需要コンポーネントを見たとしても、輸出だけではなくて設備投資ですかねあるいは個人消費、こういった内需も弱まっているのは個人消費、こういった内需も弱まっているという状況であります。

こうした状況は当分の間続くだろうというふうに見ておりまして、特に成長率ベースで景気を見てみると、来年度にかけて潜在成長率を下回る状況と、こんなことが想定されるということになります。しかも、先行きについては、米欧の金融システムですとかあるいは海外経済の動向についても、不確実性が高いということでもありますので、景気の下振れリスクが高まっているということについて私どもも相当注意して見ていく必要がある、というようになっております。

そういう中で、日本銀行としての今後の対応いかんということでありますが、既にいろんな措置をとってきたことについては先生も御承知かと思いますので、そこは割愛させていただきますが、私どもとしては、これまで取つてきたような政策

り、そして後退局面が当分の間続いたろう」というようにおっしゃいましたが、いろいろ、日銀の報告などでも政府のも当分の間という言葉がよく出てくるんですが、当分の間というのはどの程度だと思っていらっしゃいますか。別に聞けば、株価が回復し、経済が良くなるにはどのくらいの時間が、国民は痛みを我慢しなければいけないとお思いでしようか。

○参考人(山口廣秀君) 非常に難しい質問であります、私ども、十月の終わり、既に一ヵ月以上がたっておりますので、やや旧聞に属するという面がないわけではありませんが、その段階で経済の見通しを立てました。その時点では、まず日本経済につきましては、来年度の半ばぐらいには回復に向けて動き出すんではないかというような見通しを立てたわけであります。

その前提条件としては、一つは、欧米を中心とする世界経済について回復の道筋が見えてくるということが一つありますし、もう一つは、国際金融資本市場の現在の混乱ということについても政策効果が現れてきて落ち着きを見出しだらうと、こういう前提条件を頭に置いた上で今申し上げたような見通しを作ったということであります。ただ、その際に、併せて非常に不確実性が高いというようなことも実は付け加えたわけあります。

それはなぜかといいますと、これも先ほど申し上げたことと絡みますが、やはり国際的な金融資

おりまして、そういうふたことを考へると日本経済については来年度の半ば以降回復に向けて動き出すだろうと。とは思つておりますが、かなりリスクが高いシナリオであるというふうに思つておるということであります。

○円より子君　来年の半ばとおっしゃいましたけれども、昨日もソニー・ショット、昨日でしたかね、もう様々、トヨタ、日産、ホンダ、スズキ、いろんなところが、日本の本当に経済成長を支えてきたトップの会社がどんどん、派遣の方だけじゃなく、正社員までリストラせざるを得ないような状況に陥つてているという、こういう状況が私はとてても、来年の半ばに回復していく、動き出すとおっしゃいましたが、思えなくて、不確実性が本當にいんだろうと思つておりますし、もちろん、総理や日銀や、もう皆様方が一生懸命これに対してもピーディーな対策を打つてくださって、そして、その回復に向けて動き出すようにしてくださることは国民にとってとても大事なことだと思いますが、政治のリーダーは、一番悪いことも常に考えて、そしてそれに対処していくべき。そうして、ああ、よかつたねと、そんな何年も掛からなくてと國民に言われるようにならなければいけないと思つてゐるんですね。

そこで、今回の金融機能強化法改正の方に移りますが、その目的は、中小企業金融の円滑化が目的ですけれども、国際金融市场の混乱を背景に失礼いたしました。山口さん、お戻りになつて結

構でございます。

○委員長(峰崎直樹君) では、山口副総裁、これで退室されて結構でございます。

○円より子君 途中になりまして、失礼いたしました。

この市場の混乱を背景に、大企業においても市場における資金調達が困難となり、金融機関からの借り入れ依存する状況となつてきています。その結果として、金融機関の貸出しは増加しているのにもかかわらず、大企業ばかりが借りていて中小企業には十分な資金が行かないといった状況が生まれています。

先日、日銀が決めた企業資金繰り対策にして、大企業向けで中小企業にはお金が回っていないのではないかと懸念されています。金融機能強化法や金融機関の自助努力に基づく資本増強があつても、我が国の経済を支える中小企業に資金が流れないので意味がありません。

総理はこれまでしばしば、一次補正による信用

保証枠の整備によって借り手の対策は十分できたと、あとは貸し手に対する金融機能強化法だと、なぜ早く採決しないのかというふうに野党に責任を負わせるような言い方をなさつてこられましたけれども、一次補正によって年末については九兆円の保証枠、貸出枠が順調にはけており、これで対応できるとも答弁なさっています。ですが、この総理の認識は、先ほどからほかの問題についてもそうですが、全く甘いものと言わざるを得ません。

例えれば、大田区が実施しております小規模零細企業を対象とした無利子融資のあつせん制度があるんです、その見込額の十四倍もの申込みが殺到しておりまして、受付期間を延長する事態となつていることは御存じだと思います。これは、せんだけて私たちの財政金融委員会が台東区に行つたときも、どこへ行つてもこういう本当に零細企業の方々、小企業の方々は資金繰りが大変だとおっしゃつておりました。実は、総理の目の届いていないところで極めて苦しい状況に追い込まれ

れている中小零細企業が存在しているのです。

もうした人たちに対するセーフティーネットはまだまだ不十分だと私は思います。

本来、早急に二次補正予算を提出し、中小企業

対策を行うべきですが、総理の怠慢によっていまだ提出されるに至つております。我が民主党

は、政府に先立ちまして、中小企業円滑化のための金融アセスメント法を提出することとしてお

りまして、是非、我が党の提案に対して総理にも御賛同いただきたいと思いますが、総理の御所見いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 法案は提出されたんですか。(発言する者あり) ああ、これから。

○円より子君 ジヤ、是非しつかりと御覧いただけますか。(発言する者あり) ああ、これから。

ちよつとそれ見ないと何ともお答えのしようがあ

りません。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 法案は提出された

んですか。(発言する者あり) ああ、これから。

も三つぐらい仕事を掛け持ちして働かなければ食べられないという方が大変多くて、体が少々悪くなつたつて病院なんかに行けない人が多いんですね。

そういう本当の意味の、今までなかなかデモもできない、国会に要請にも来られない、そういう時間も余裕もないという母子家庭が本当に貧困の一一番大変なところにいらしたワーキングプアだと私は思うんですが、総理の地元の福岡の母子世帯割合というのは全国で六番目に高いんです。御存じだと思います。生活保護率も高い。それから離婚率も多い。大変、本当ワーキングプアの典型的のような方が多いんですけど、これは御存じかどうかだけお伺いするだけで、別に総理をいじめるとかそういう意味じゃないんですが、母子家庭の一人頭の年収ってどのくらいだと思われますか。平均、年収、一人頭の年収です。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これはちよつと物すごく難しいですね。場所によって随分違うって話も聞きますし、全国平均で、どれくらいでしょうか。母子家庭、まあどれくらいでしょう。百万台ぐらのものもんじやないですかね。ちよつと正直分かりません。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) ありがとうございます。

ほんどの方がお分かりになりません。母子家庭の現状というのを知らない方が圧倒的に多いんですね、国会議員の中には、知つていらっしゃる方少ないと思います。

実は、母子家庭の方の一人頭年収は今六十五万円です。一年間です。だから、一人頭ですから、もちろん子供と二人とか子供と三人ですよ、母子家庭ですからね。そういう形で働いている方が多くて、母子家庭の八割は働いているんです。怠けて働いていないとか、そういうことはないであります。

病気になる人たちは、私の周りにころ言われるようになり、そして収入の格差だけが、今ワーキングプアという言葉が随分このと

ころです。病気になる人たちは、私の周りに

いるらしいやる、たくさん母子家庭がいらっしゃる

んですけど、子供を育てて働いていて、保育園に入

りたつしやる、たまたま母子家庭がいらっしゃる

ところです。病気になる人たちは、私の周りに

いるらしいやる、たまたま母子家庭がいらっしゃる

ところです。病気になる人たちは、私の周りに

いるらしいやる、たまたま母子家庭がいらっしゃる

ところです。病気になる人たちは、私の周りに

いるらしいやる、たまたま母子家庭がいらっしゃる

ところです。病気になる人たちは、私の周りに

いるらしいやる、たまたま母子家庭がいらっしゃる

ところです。病気になる人たちは、私の周りに

いるらしいやる、たまたま母子家庭がいらっしゃる

ところです。病気になる人たちは、私の周りに

いるらしいやる、たまたま母子家庭がいらっしゃる

ところです。病気になる人たちは、私の周りに

きませんでした。

そこで、何も責めているわけじゃないんです、是非御認識いただきたいということなんですね。

そういう母子家庭のお母さんたちも派遣や

パートで働いて、今回皆さん仕事をなくしてい

らっしゃいます。こういう人たちもたくさんいる

人たちは、障害を持つ人たち、こういう人たちも

本当に大事な日本の含み資産である人材ですか

ら、こういう人たちがどうこれから、今、年末だ

とか年度末のことじやなくて、ずっと安定した雇用に就いて、安心して子供を育てたり老後を安心

して暮らせるような施策を作ることこそが私は重

要だと思うんですね。

そのため、例えば子供を持ついると、そし

て今働いていると、今よりも収入をもつと持ちた

いと思ってもハローワークに行く時間ががないんで

す。それから、訓練する時間も、お昼に訓練して

いたら働けませんから、食べていいなり。それで、

在宅でITを使った訓練をするとか、それから就

労も在宅就労をしていくとかつてすれば、これは

別に母子家庭だけの問題じやなくて、高齢者の人

が在宅で何日間か定年後もやれるし、もちろん障

害を持つ方たちは今もやつていらっしゃいます

が、それをもつと大々的にやれば、例えば大きな

ビルの会社を造らなくともいいし、通勤がほとん

どありませんからCO₂も減りますし、私は大変

環境にも貢献できる新しい失業対策ではないかと思います。そういうことについて、是非、教育

それから環境、福祉、そういうものに根差した内需拡大をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 内需拡大が一方的に公共事業に頼るなんという時代は終わっている

です。しかし、今回の一次補正でも、公共事業は今回の

中で五%あるかな、それくらいのものだと思いま

すので、いざれにいたしましても、従来ですと、補正予算などというと景気対策などなどといふと特にそこに偏りがちだったと思いますが、今回の補正予算では約五%。

その他の部分に関しまして 今言われたよう
な、少なくともこれからの人材というものを考え
るという御意見だけじゃなくて、いわゆる雇用の
面を考えてみた場合、また高齢化を考えていった
場合に、介護とかそういういたいわゆる社会福祉関

億円の赤字が発生し、不良債権比率は一七%に及ぶ事態となっています。これまで当委員会において、与野党一致して経営責任者である大塚会長及び行政責任者である石原都知事の参考人出席を求めてまいりましたが、御協力が得られませんでした。その理由は、金融機能強化法に基づく資本増強の申請はしないから行く必要はないというお答えでございました。

ただ、そうであればなおのこと、財務が悪化し

伺いできれば幸いでござります。
○國務大臣(中川昭一君) 二つ御質問があつたと
思います。一点目についてだけ私から答弁させて
いただきます。

中傷されたら、それは遺憾ですとおっしゃるのが
總理かなと思つたものですから申し上げました。
一切おっしゃらないということは大変私は不思議
でございました。残念、不思議というより残念で
すね。それも遺憾でございます。

次に、いざれにせよ新銀行東京については、そ
のすきんな融資と拡大路線が經營悪化の原因で
あって、旧経営陣の独断專行とそれを許した東京
都に最大の問題があります。このような新銀行東

連の部分における雇用の増大というのはかなり見込まれる部分でありますし、実際必要なところでもありますし、いろんな意味でこの点は考えてしかるべき問題だと、私もそう思います。

〇円より子君　是非、雇用を守るために、もち

したわけではなかつたんです。
けでできることではありません
重なお願いをしてまいりました。

庄立さんのお話で
その代表質問に対
から、与野党で丁
の私どもの手続を
れておりまして、

が人民裁判かと思うのに対してもあなたはどう思うか、いや、私は全然思いません。○円より子君 総理はそんなことお思いにならないと思います、もちろん。そういうふうに言わわれたことについてどう思われますかとお聞きしたんです。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 申請が出たんです
か、ここは、今、——出ていないんですか。
○円より子君 法案できていませんもの。
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 自己資本比率は、
新銀行東京の判断でござります。仮に申請があつたときに我々としては考えたいというふうに考えております。

るならば、支持率が上がるのではないかと私は思うんですけれども。

参議院の財政金融委員会を人民裁判になぞらえる
ことは、この国会を、ましてや参議院、そして
参議院の財政金融委員会を人民裁判になぞらえる
と思うんですが。

いるんですが。
「F」と「S」の二種類の御意見があり、御意見が多かったので、たゞ
いうのははどういう、その後、国会が誹謗中傷されたことについてどう思つかという、お伺いして

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 私どもの話では、
今日だか明日だかにしかるべき通るというお話を
すから、前も似たような話がありましたんで、

が難しいんで安易にお答えするわけにはいきませんが、少なくとも今までのようなハードじゃなくしてソフトの面でいろいろなことが考えられるとい

終的にこの新銀行東京の資本が毀損したときの負担は都民に押し付けられることになりますので、これは東京都にそのことも聞きたいと思つたんで

ら人民裁判じやないけど参議院のときは人民裁判だつたと思っておられると言われたいわけ。ちよつと趣旨がよく分からぬ、意味がよく分か

京から申請が出ていない段階若しくは自己資本比率が極端に悪くなつていて倒産の憂き目の直前になつてゐるという状況とかいろいろな状況がある

行東京の話がありまして、ちょっとそれで私も初めて尾立議員からの発言で知ったことがあって気になりましたので、そのことも含めて、今から先に新銀行東京の質問をさせていただきたいと思い

を人民裁判と非難なさるような都知事の態度について総理がどう思われるか、ちょっと御所見をお

○円より子君 つまり、こんなことで長々とお話しする気はありませんが、国会というものを誹謗

○円より子君 今までのこの金融機能強化法のこ
と随分總理がおっしゃつていらつしやるから、内

容についてよく御存じだと思つたものですから質問させて貰ひたんですね。

これは予防的にもちろん注人するかしないかと
いうのを決めてことで、まだもちろん申請なきつ
ておりますので、急いで成立させなきやいけないと
いう状況でございまして、出したんですかなんて
言われると新銀行東京が破綻するみたいなことにな
りますから、そんなことおっしゃるのはちょっと
といかがなものかと思うんですが。

取りあえず私たちの新銀行東京に対して、もう一度お聞きしようかと思っていたんですが、でもこれは總理でないと決断なされないことですから伺いたしますが、公的に資本増強する必要はあるかないかまだ今分からない、当然申請もなしということだ、それは分かります。それならば、經營責任者は取締役会で申請はしないから参考人として行く必要はないとおっしゃっているので、まあなさらないだろうと思うんですね。

ただ、そうしますと、我が党の修正案は新銀行東京はこの金融機能強化法から除外しているわけですけれども、この我が党の修正案に対しても採決をし、あした本会議で通つて衆議院に送られると思いますけれども、衆参の結果が違いますから、そうすると即座に衆議院において、総理は、三分の二の再議決をされようとして、早くしてほしいとおっしゃつていたようにも思うんですけれども、真摯に考えれば、新銀行東京に対し公的に資本増強する必要がなく、申請しないとおっしゃつているわけですから、そうすれば無条件に我が党の修正提案に賛成していただけるものと思うんですですが、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、修正案なるものについてどういうものなのかということについて、我々は知らないわけでありますけれども、先ほどから何回も御質問がございますが、新銀行に限らず、午前中の農林中金のお話もございましたけれども、申請するかしないかということと、我々が制度をこうやって御審議をいただき、成立していく

ただいたならば体制を整えて、さあ申請をするならしてくださ」と、で、して「ただいた後に我々

は審査をして、第三者の方々にも御判断をいたた
いた上で、中小企業あるいは地域経済のためにお
役に立てるようなお金としてお使いいただけるん
ですねという判断をしたならば、いわゆる先ほど
からおっしゃっている資本注入を、公的資金を注
入するということでございまして、これは一般論
として、どの銀行を最初からしないとかするとか
いうことは、私は行政の公平性からいってそういう

〇内閣総理大臣(麻生太郎君) 基本的には今の中川大臣の言われたとおりなんですが、およそすべての金融機関というのを対象として金融機能の強化ということを図つていこうというのがこの法案の趣旨ですから、したがつて、特別とか個別の金融機関の資本政策とか基本政策とかいろんな政策を理由として、特定の金融機関を国の資本参加の対象からあらかじめ制度上除外するということは

正直言つて適當じゃないと思います。

しつかりとやるべきだということで中川大臣もおっしゃっていたように思うんですが、それならば、しつかりとこのことを目的として改正もなきり入れた方が、私は目的に入れた方がいいと思う

んですね。法律の。

都民の税金を使ってこういうことになつたものに対して、また自ら資本注入の申請はしないとおしゃつてゐるわけですから、私どもは外されることは、とてもこのまま財務悪化を見過^しし、そして

とが適當だと思つております。
次に、もうほんどう時間がございませんので、農林中金について質問するつもりでございましたが、それは次の大塚さんの方に譲るといたしまして

て、この国の責任ある経営者として、国民の信を得て、また未曾有と言うとあちこちからいろいろ

やじが飛んだりすると困るんですが、この未曾有の金融経済危機に立ち向かうために、年内にも私は解散・総選挙をすべきだと思つております、クリストマヌ解散ということだつてござりますでしょうし。

そうではないならば、本当に早く、一日も早く、今家も失い職も失つてゐる方々、それから先ほど申し上げましたような母子家庭の方たちも、子供達もまた、お子さんもまた、皆で一緒に暮らす

の給食費も払えないとか高校を中退させなければならないとか、いけないとか、そういう方がたくさんいらっしゃいます。地元でそういう方々の声をきつと聞いていらっしゃると思うんですね、母子家庭が全国によりもずっと多いところですから、福岡県は、そういう方々のために今すぐ二次補正、それももつと大胆なものを出しになる気はございませんでしようか。

も同様の御質問をいたいたいたので同様のお答えをすることにならうと存じますが……

○内閣總理大臣(麻生太郎君) 同じことを質問されおりまますので同じ答えをする以外に、ちよつと昨日と答弁が違うではないかと言われると、甚だ私どもとしては、いろいろな勘ぐりやら何やら

出ますので、私どもとしては、二次補正というものは、一次、二次、本予算と我々は切れ目なくやつてまいりたいと、そう思つております。したがつて、今の段階として、一次補正ができる、

今日おかげさまで二次に関連いたします金融強化法案、いわゆる貸し手側の法案もどうやら格好が付くような形になりつつあるというところで来ましたので、二次補正をきちんと組み上げて、そ

の上で我々は本予算につなげ合わせて、来年早々にこの問題について御審議をいただく。
傍ら、今言われた母子家庭の話を含めまして住居の問題というのがよく出てくる話、住宅の問題

がよく出ますので、この問題につきましては、昨日から、一昨日か、からいろいろな方々の御意見

も採用させていただきて、今行われております年内にできることとして、雇用促進住宅の部分と、住宅の借り上げの部分についての家賃の一部を我々の方でとか、いろいろな案を出しておりますので、そういったものもきちんと積み上げた上で、全体をまとめて二次補正として年初早々にも出させていただきたいと思つております。

○円より子君 二次補正をすぐ出すと、スピーディ

のこともおつしやつて、それがくるくる変わる上りは、昨日の、駄目だとおつしやつたよりも、昨日の言葉が今日、二次補正出します、解散しますとおつしやることは国民党は大喜びすると思いますので、申し上げて、私の質問を終わります。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。

今日は金融機能強化法の改正案の最後の審議になるかと思いますが、この法案、一刻も早く通して

たいという思いは我々も同じでございましたので、てんまつはともかく、今日恐らく採決に至りましたが、明日本会議で結果を見るということになりましたことは、年内に処理ができるということです。

私も良かっただなというふうに思っておりま
す。
そこで、金融厅にちよつと確認をしておきたい
んですが、これは年内に政省令等所要の準備が
整つてから、何月何日で実施される予定ですか
う。

○政府参考人(内藤純一君) 見通しだけお答えいただきたいと思います。
私どもとしましては、仮にこの法案が成立とい
て資金の申請ができるようになるかどうか

う運びになりましたならば、
省令等の所要の手続を経まして施行という形で全
力を傾けたいというふうに考えております。
○大塚耕平君 是非そうしてください。

その上で、今総理は私の提出資料を一生懸命見てくださつておりますが、その話は後でまたさせさせていただきますので、今の最後の円委員との議論をちよつと引き継がさせていただきたいんです。

が、新銀行東京の話で随分總理と意見がすれ違つておりましたが、中川大臣、よろしゅうございませんか。

私どもは、修正案、どういう修正を出すかといふのはもうさきの財政金融委員会で私も御説明申し上げました。目的条項と、それから農林中金の問題と、それから新銀行東京の問題、三つ。今日恐らく農中の件に關しては、私どもそのときの主張を取り下げて二点だけの修正案を出すことになりましたが、私どもがなぜ新銀行東京をこの法案の対象にすべきではないかというその考え方について、大臣は總理に御説明になりましたか。

○國務大臣(中川昭一君) 民主党……

○大塚耕平君 いやいや、説明したかどうかだけ答えてください。

○國務大臣(中川昭一君) 民主党の考え方でよい。

○大塚耕平君 はい。

○國務大臣(中川昭一君) 私自身が總理には説明しておりません。

○大塚耕平君 ということなので、ちょっと御説明しますが、總理。(発言する者あり) いやいや、それは中川さんから言つておいてほしかったんですね。そのため、この間の委員会で参考資料を付けて丁寧に審議をさせていただいたつもりなんです。

総理、私どもは新銀行東京、個別の銀行を対象外にするために申し上げているんじやないですか。もう一回、過去の委員会で申し上げたことを繰り返させていただきますが、今でも、現行の銀行法の枠組みでも、銀行法五十二条で銀行の主要株主が國と同様に公共セクターの一員として監督上必要な措置を命じることができるようになつていてる。しかし、この主要株主に関して、同法では地方公共団体は含まれないこととされている。なぜなら、地方公共団体が主要株主である場合には、その地方公共団体が國と同様に公共セクターの一員として監督上必要な措置を直接行うことを想定しているからだと私たちは銀行法を解釈しているわけですよ。

だから、新銀行東京を対象外にするなんということを申し上げているわけではなくて、地方公共団体が主要株主となつてゐる金融機関はこの法律の枠組みから現在の銀行法の枠組みと整合性を保つ形で対象外にして、結果としてその該当する銀行が今は新銀行東京しかないという、こういう組立が今です。

だから、法論理的には私どもの主張に何も矛盾はないということはまず御理解いただけます。いやいや、總理、總理、矛盾ないと言つてくれればそれでいいんですよ。

○内閣總理大臣(麻生太郎君) 今の理屈をぱつと言わわれて直ちに理解できるほど頭も良くありませんので、正直申し上げて、今言われて、ちょっとこの質問をあらかじめ読んでもいませんでしたのは、それでいいんです。

○内閣總理大臣(麻生太郎君) 今言われて正しかかと言われて、正しかか間違つていい間がありません。

○大塚耕平君 いや、それは真摯に御答弁いただき、いて有り難いと思うんですけど、總理、私どもは、それは中川さんから言つておいてほしかったんですね。そのため、この間の委員会で参考資料を整の場でございますので、我々も譲るべきところは譲らなければいけない。そして、今ある既存の法体系と整合的な主張となるべくしなければならないという、そういう思いで、今回は新銀行東京を外にするために申し上げているんじやないですか。もう一回、過去の委員会で申し上げたことを繰り返させていただきますが、今でも、現行の銀行法の枠組みでも、銀行法五十二条で銀行の主要

株主が國と同様に公共セクターの一員として監督上必要な措置を命じることができるようになつていてる。しかし、この主要株主に関して、同法では地方公共団体は含まれないこととされている。なぜなら、地方公共団体が主要株主である場合には、その地方公共団体が國と同様に公共セクターの一員として監督上必要な措置を直接行うことを想定しているからだと私たちは銀行法を解釈しているわけですよ。

したがつて、總理に御理解いただきたいのは、法論理的に我々が矛盾のない主張をしているにもかかわらず、その修正案に賛成をしていただけない、ないしは賛成をするように自民党總裁として与党の皆さんにそのような指示を出すおつもりは

ないかあるか、その点を聞きたいんです。

○内閣總理大臣(麻生太郎君) これちょっと、設立のときによつとそこそこの経緯があつたのを、かすかな記憶しかありませんので、あのときだしか政務調査会長をしていたのかな、何かで、

が今は新銀行東京しかないと、こういう組立が今です。

だから、すべての銀行を対象にすると、当然のことですが、そういうものの資本比率が弱いとか自己資本がどうとかいろんな話がありますが、こういう銀行が成り立つとか成り立たないと、そういう銀行が成り立つとか成り立たないと、そういう話はあのとき随分話題になつたと記憶をします。その上で、少なくともこれは銀行法によつてできるんだろうねという話をしました。たしかそんな記憶があるんですが。

したがつて、これ一応銀行法に基づいてできた新しい銀行という形になつているんだと思いますんで、銀行法上の制約を受けるということになるという理解は正しいんでしょう。

○大塚耕平君 いや、正しいです。

だから、銀行法上の制約を受けるので、今の銀行法は、主要株主を通じた監督について、その主要株主が地方公共団体の場合は別枠で考えているわけですよ。だから、この法案においても、主要株主が地方公共団体の場合には別枠で考えましょうということを私どもが今の法制に歩み寄つて整合的な修正案をこれから出すわけです。そのことはもう大臣には、中川大臣にはずっとお伝えしてある。

だから、私が今日總理にもう一回お伺いしたいのは、今のが法体系と矛盾のない、しかも個別の銀

行を特定するわけではない修正案を出させていた

だいて、それに賛成をしていただけない、そして、

そのことによってさつき円委員がおつしやつたよ

うに衆議院で三分の二の再可決をするということになりますと、現行法と矛盾のない修正案を出してきて、それに対して皆さんが賛成をしていただけない、そして、憲法上非常に重要な三分の二の再議決の権限を行使するということになつた場合に、結果として、新銀行東京をこの法案の対象に

するためだけに三分の二再可決という憲法上重要

な権能を行使することになるのですが、そのこと

が總理は適切だとお考えですか。

○委員長(峰崎直樹君) 速記止めましょうか。――

いいですか。

○内閣總理大臣(麻生太郎君) 先ほどたしか円議員の答弁に、お答えしたんだと思いますが、あらかじめ特定の金融機関を排除するという目的を持つてこの法律ができるわけではないんだ

と、そう理解をしております。

きでない、そして実態的にも東京都は要らないと言つてはいる、それを整合的な修正案をこれから出そうとしているのに、もしそれに賛成していただけないとなると、繰り返しますが、結果として、新銀行東京を対象にするためだけに三分の二の再議決という憲法上重要な権能行使するということが、本当にこれが適切かどうかということを私は申し上げているんです。

だから、ここは意見のすれ違いでしょうかからこれ以上は申し上げませんが、総理には、これは總理としてではなくて自民党総裁として、明日の再議決までの間に何がしか思うところがあれば適切な御指示をしていただきたいと思いますが、私の存念は御理解いただけますでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) ここは先ほど人民裁判じやないという御意見、私も全くそう思つておりますので、いろんな方々の御意見が闘われるのには当然です。特に、我々と言われましたけれども、私はと言つていただいた方が私に対しては説得力があるんですが、我々と言わるとそのとおりじやない方も随分いろいろいらっしゃるようになりますので、ですから、私はと言つていただく

となるほどすぐく説得力があるんで、ああ大塚さん、なかなかいいとお答えしたいところなんですが、いずれにいたしましても、こういったところ

で大塚議員としてそういう見解をお持ちということがありますので、そのことを重く受け止めて、しつかり私もその後の対応をさせさせていただきたいというふうに思います。

○大塚耕平君 結果は議事録に残り、そして日本の憲政史に残るわけでございますので、そのことを

おつしやるが。

が石原都知事の発言について御質問されました

が、つまり、問題発言だと私も思うわけでありま

すが、総理はいろいろ御発言についていろいろマ

スコミやいろんな方面から御指摘をされて苦しいお立場だと思いますが、総理だけじゃないんです

ね、問題発言していらっしゃるのは。

例えば、石原知事もそうでしたけれども、これは金融担当大臣にお伺いしますけれども、十一月の末のNHKの日曜討論で、自民党の細田幹事長がこういうことをおっしゃっておられるんです。地銀地方銀行の中、あるいは信金、信用金庫、信用組合、中小金融機関が年末、本当に越せるかどうか危ないんですよ、まあ危ないと言うとちょっと危険をあおるような言い方になるから言いませんがと言つてはいるんですね。非常に面白い言い回しだと思うんです。

これは、この発言は何か細田幹事長は根拠があつてNHKの日曜討論という非常にあの影響力の大きい番組で御発言になつたんでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 私直接その番組見ておりませんけれども、まあ細田幹事長がどういう趣旨でおっしゃったかは分かりません。

しかし、金融行政の責任者である私に対しては、年末年始に危ない金融機関があるという報告は受けておりません。

○大塚耕平君 ということは、公党的幹事長として公共の電波でこういう発言をされるのは不適切だとお考えですね。

○國務大臣(中川昭一君) 大変申し訳ございませんが、細田幹事長にお聞きいただきたいと思います。

○大塚耕平君 結果は議事録に残り、そして日本

の憲政史に残るわけでございますので、そのことを

おつしやるが。

事務方に伺いしますが、何か自民党幹事長に

かわる情報が入つていてこういう発言ではなかつ

しませんが、不適切なんですよ、この発言は。

○大塚耕平君 いやいや中川さん、そこ違いますよ。それは、党の中では先輩後輩であられるかも

す。

○大塚耕平君 いやいや中川さん、そこ違いますよ。それは、党の中では

是非、そういう意味では、こういったような話は基本的に広く広まりますので、そういうのを未然に防ぐためにはある程度雇用とか、そのまた前には倒産を避けるとか、いろんな意味での手を打つていかねばならぬのだと思つておりますので、まずは決済もできないような状況というは異常な事態ですから、それの次の実体経済、実物経済というものに対してどうやっていくかというところが我々の最も腐心していかないと、それは結果として雇用失業問題につながっていくというように理解をいたしております。

○大塚耕平君 いや、総理、是非本当に、建設的に何か議会の議論の中でアウトプットを出したいんですよ、私たちは。で、総理にお伺いしたいのは、次の一手として総理が今お考えになつているものは何かありますかという質問なんですけれども、この金融機能強化法の後に、これ中小企業の資金繰りを何とかするために私たちは早く通していただきたいといって、ようやくこれ採決されるわけです。これで終わりじゃないんですよ。総理もおつしやったように、私も、百年に一度かどうかは別にして大変な状況だと、私が個人的に知り得る限りにおいては今回のやはり企業金融の逼迫度が一番厳しいと思つていて、何とか次の手も、さらにその次の手も打ちたいんですが、総理は次はどんなことをお考えになつていますかといふことを伺つていています。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは今、中小・

小規模企業のところは私は今回の九兆円で年末と

いうものは曲がりなりにも、六と三で九です、九

と言えばお分かりと思いましたので、あの三兆円

と六兆円と足して九という意味です。その意味で

は、我々としては、この年末というものはそこそ

こ対応できるというのは、今、信用保証枠のあれ

を貸出状況から見ても今一兆六千億ぐらいに昨日

でなつたと思いますので、そこそこのものにい

ると思つております。残りあと二十日間弱。

そういう状況になつてきておりますので、少

なくともその次に来る年度末というものを考え場合には倒産を避けるとか、いろんな意味での手を打つていかねばならぬのだと思つておりますので、まずは決済もできないような状況といふことを理解をいたしております。

○大塚耕平君 いや、総理、是非本当に、建設的に何か議会の議論の中でアウトプットを出したいんですよ、私たちは。で、総理にお伺いしたいのは、次の一手として総理が今お考えになつているものは何かありますかという質問なんですけれども、この金融機能強化法の後に、これ中小企業の資金繰りを何とかするために私たちは早く通していただきたいといって、ようやくこれ採決されるわけです。これで終わりじゃないんですよ。総理もおつしやったように、私も、百年に一度かどうかは別にして大変な状況だと、私が個人的に知り得る限りにおいては今回のやはり企業金融の逼迫度が一番厳しいと思つていて、何とか次の手も、さらにその次の手も打ちたいんですが、総理は次はどんなことをお考えになつていますかといふことを伺つていています。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは簡単にはい

うな状況は、これは結構深刻な状態になつてきて

いるんだと私はそう思つております。

したがつて、CPを発行して回つていたような企

業が銀行から借入金を起こしてというようなこ

とをやるという状況は、明らかにその資金の往来

の流れとはまた違つた金がそこに銀行から出てい

くということになつて、その分が必要としている

ところに回らなくなる率が高くなつてくるといふ

ことであらかじめ想定しておかなければいかぬの

ではないか。

○大塚耕平君 いや、総理、是非本当に、建設的

に何か議会の議論の中でアウトプットを出したい

んですよ、私たちは。で、総理にお伺いしたいの

は、次の一手として総理が今お考えになつている

ものは何かありますかという質問なんですけれども、この金融機能強化法の後に、これ中小企業の資

金繰りを何とかするために私たちは早く通してい

ただきたいといって、ようやくこれ採決されるわ

けです。これで終わりじゃないんですよ。総理も

おつしやったように、私も、百年に一度かどうか

は別にして大変な状況だと、私が個人的に知り得る限りにおいては今回のやはり企業金融の逼迫度

が一番厳しいと思つていて、何とか次の手も、

さらにその次の手も打ちたいんですが、総理

は次はどんなことをお考えになつていますかといふ

ことを伺つていています。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは今、中小・

小規模企業のところは私は今回の九兆円で年末と

いうものは曲がりなりにも、六と三で九です、九

と言えばお分かりと思いましたので、あの三兆円

と六兆円と足して九という意味です。その意味で

は、我々としては、この年末というものはそこそ

こ対応できるというのは、今、信用保証枠のあれ

を貸出状況から見ても今一兆六千億ぐらいに昨日

でなつたと思いますので、そこそこのものにい

ると思つております。残りあと二十日間弱。

そういう状況になつてきておりますので、少

なくともその次に来る年度末というものを考へ

場合には倒産を避けるとか、いろんな意味での手

を打つていかねばならぬのだと思つておりますので、まずは決済もできないような状況といふことは

異常な事態ですから、それの次の実体経済、実物

経済というものに対してどうやっていくかといふ

ところが我々の最も腐心していかないと、それは

結果として雇用失業問題につながつていくといふ

ように理解をいたしております。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは簡単にはい

うな状況は、これは結構深刻な状態になつてきて

いるんだと私はそう思つております。

したがつて、CPを発行して回つていたような企

業が銀行から借入金を起こしてというようなこ

とをやるという状況は、明らかにその資金の往来

の流れとはまた違つた金がそこに銀行から出てい

くということになつて、その分が必要としている

ところに回らなくなる率が高くなつてくるといふ

ことであらかじめ想定しておかなければいかぬの

ではないか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) いや、そこが、百年に一度の危機

なわけですよ。業種を順番に段階的に増やしていく

かという、この九月十五日のリーマンショック、

あるいは去年顕現化したサブプライムローンの問

題、これがこれだけ認識をされる前から段階的に

広げてきたんですねが、今そういう状況じやないで

すから、この際、業種規制をなくしたらどうだ

いふことを私は提案申し上げたんですが、なかなか

簡単にできることでなければ次の提案をさせていただきますが。

既にやつておられるセーフティーネット保証、

このセーフティーネット保証とこの一次補正で

入つた緊急保証制度、これ両方使いたいという人

がいっぱいいるんですけど、両方使えるよう

にできませんか。

○国務大臣(中川昭一君) セーフティーネット保

証はセーフティーネット保証で、そしてまた今回

の緊急保証はこの緊急保証といふ目的の中でやつ

ているわけでございましてので、何かいいものがで

きたとか、両方使いたいとか、足していい方を使

いたいとか、両方使いたいとか、足していい方を使

の状況では私はしっかりと指導されるべきだと思い
ますが、その点については総理のお考え、たまに
は総理の御意見を聞きたいんですけども、経済
にお強い総理ですから。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは平時も有事も同じです。当たり前でしよう。それはよく分かつておられる上で聞いておられるんだと思いますので、基本的には、経営基盤というものは、これは銀行に限らずどこでもそうでしようけれども、資本を充実を図るというのは極めて重要なことだというのは、もうこれは当然のことだと思つております。

したがつて、何と言うの、アドバンテージ、地位的に優越性を利用して、地位的に利用して、そして一方的におまえこれ何とかしろと言うのは、まあ恫喝とは言わぬけど、そういつたような形の話ををしておられるわけですよね。そういうたのは、これはやつてはならぬというのは当然のことなんであつて、私どもとしては、基本的には皆さん方とかあなたの意見と同じくしております。

（カ）株式会社 情報とまでは言いませんけれども、あと総理、有事と平時と違いませんとおっしゃいましたが、有事と平時とちょっと違うんでですよ。平時であれば、例えばうちの企業はメガバ

ンクとお付き合いをしたいので、メガバンクとの融資の取引関係を維持したいので出資に応じてくれと言わいたら、無理のない範囲で応じようかなくとも、こういうやり取りやそういう発想になることはあつても当然だと思うんです、平時では、もちろんそのときに、総理がおっしゃるように恫喝なんかちや駄目ですよ、企業側を。しかし、今は平時じゃありませんんで、元々企業金融が逼迫化しているからこの金融機能強化法も企業金融の円滑化のために導入しようとしているわけですよ。そのときに、例えば一部のメガバンクでは海外に対して約一兆円の出資をしていて、その片方の手で国内のマーケットから一兆円の増資をしようというときに、自分たちの取引先企業に対して出資要請をすることは、平時では多

少のことはあつたとしても、有事の今においては厳に慎むべきだという総理なりの御判断と御指導をするおつもりはありませんかということをお伺いしているんです。

○國務大臣(中川昭一君) やはり、優越的地位を利用してというのは平時も有事でも同じだと思います。これは御理解いただけます。

ただし、今は平時ではない、なぜならば資金が逼迫しているからと。これは金融機関も事業会社も逼迫しているという認識を持っております。ですから、さつき総理がお答えになつたように、CP市場を例に挙げられましたけれども、本当に今この年末を控えて資金が逼迫している。ないわけではないんだけれども、出さないといふところもあるのかもしれません。ですから、今総理が答弁されたように、CPを始めいろんな面での資金を政府あるいは日銀、あらゆるところから、日銀もいろんな流動性を一生懸命出されておりまし、我々もそういうことのないように、機関あるいは又は中小企業を始め事業会社に対しても、そういうたなひみが出ないようになに全力を挙げて総理からしつかりやれというふうに私は言われてやつております。

中川大臣と同じで、この点は、もう大分前からこういうことになりやせぬかという話、予想どおりになりつありますので、その点に関しましては、ずっと私どもとしては必ず世界中がこうなった場合、日本だけということになつてくるぞという話をしておりましたので、そういつたものに対しても、非常時においての対応は日本銀行始めいろんな形でこの点に関しては御協力をいただいているものだと思つております。

○大塚耕平君 メガバンクの増資及び出資要請に関するては大分意見は近いことは理解できましたので、じゃ、総理にもう一つお伺いしますが、先ほど農中の議論も出ておりましたけれども、午前中もそういう議論があつたんですが、農中も、新聞報道によると、兆円の資金調達をしたいという報道がありました。これは農中に自分が自分たちの傘下の単位農協とか信連から出資をしてもらうというふうにどうも言つているようであります。それについて総理はどういうふうにお感じになりますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 各単位農協といふものの経営状況にもよるんだと思いますが、基本的に各単位農協である程度の資金を持っていて、その資金に余裕がある、またそいつたところは、そいつた増資要請に対して応じられるところは応じるというのは私は決して間違つたことはないと存じます。

○大塚耕平君 応じられるところは応じればいい、よく理解できました。したがつて、なぜならば、何でこんな質問しているかと云うと、この金融機能強化法は、今申し上げました単位農協とか信連で厳しいところがあればそこに公的資金入れられるようにしておこうとしているそのときに、その単位農協や信連から出資を募るというの、これは本末転倒な話で、これは総理、もし御存じであればお答えいただきたいんですが、会社法などにおいては、親子関係においては、これはバランスシートを作るときも親子関係における出資関係は相殺して実際の増資にはならないということに

なつてゐるんですが、この農林系統の場合は中から資金を集めてもこれは増資になるんですか。
○國務大臣（中川昭一君）何となく農中にトップについて単協が下みたいたい感じ거든요けれども、実は私も昔農林大臣やつたことがあるんで多少知つておりますけれども、実は単位農協があつて、単位農協の余裕資金を信連に上げて信連の余裕資金を農中に上げているわけですね。だから、農中にでつかくてあれですけれども、一番下で、単協から上がつてきました、つまり農協の組合員さん始め皆さん方から預かつたお金の一部を最後、農中に引き受けていると、こういう金融構造になつてゐるわけであります。その中で農林中金が増資をするとするならば、そのときに親であります信連、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんかもしれません単協に対して余裕資金があれば是非お願ひしますと、こういう形でございます。
○大塚耕平君 中川大臣は時々チャーミングな笑い方をされ、笑い上戸かなと思つて見ているんですけど。いや、伝えたいことは御理解いたいたいと思いますので。
農中は、やっぱり火のないところに煙は立たないで、なかなか厳しい面も今あるわけですよ。だから増資をしようとしている。そのときに、何とか本末転倒のような増資にならないよう管理監督していただきたいと。もつと言つてしまえば、私は前の委員会でも申し上げたかもしませんが、これ百年に一度の金融危機なわけですから、メガバンクや農中に対してはもつと早い段階から公的資金を一兆円ぐらいたずつ何らかの判断で入れるべきだったというふうに、これは個人的な意見です、そう思つているんです。だから、こういう糾元曲折があつた結果、農中が自前で調達するという気持ちになるのは分からぬいでもないですが、そのときにかえつてほかの金融機関や、その金融機関の先にある企業金融を逼迫化させるような増資行動は行うべきではないということは御理解いただきたいと思います。
そこで、もう一つ提案を申し上げますが、これ

は私の古巣の日銀のことであります、これ百年に一度の機会ですから、どういう手段が使えるかということは、もう總理として全部工マージエンシープランを用意しておく必要があるんです。日銀法三十八条を場合によつては発動する局面だと私は思つておるんですが、急に言つてもあれですから、日銀法三十八条について、金融庁、もし御理解があればお話し下さい。

○政府参考人(内藤純一君) お答え申し上げま

日銀法第三十八条でございますが、これは信用秩序の維持に資するための業務という形で位置付けられているものということでございます。すなわち、内閣総理大臣及び財務大臣は、信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、日銀に対しまして、金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができると思ひます。

○大塚耕平君 総理、一回是非条文お読みいただきたいと思うんですが、いや、これはマニアックな条文なんぞ御存じなくとも当然だと思うんですけども、信用秩序の維持のために万が一のときは、政府の要請があれば資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を実行することができるようになつてゐるんです。これは平時においてはお守りみたいなもので、お守りはそう簡単に、お札とかお守りははがしやいけないというような、こういう条文かもしれませんのが、いや、これが未曾有の危機たといふ御認識ならば、この三十八条に定めるところの信用秩序の維持のために必要と認められる業務というのは一体何かということは早い段階から御検討になつておいた方がいいというふうに思ひますので、私の今の提案ですが、建設的に受け止めさせていただきますでしょうか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは確かに、未

曾有と言うと笑いが起きていたけれども、未曾有の危機という意識の方が正しいです。やつぱり、

我々とは言わぬ方がいい、私はと言つた方が認識としては合つてゐると思いますよ。これは本当に深刻な危機だと私自身はそう思つてゐるんですけれども、まだ表に出てきていなければ、まだ表に出でていなければ、海

外へ行くと物すごい深刻ですもの。そういうた意味では、私はこれは正直に申し上げて、すごく危機的な意識を私自身は持つております。

ただ、この三十八条というものは、昔、山一や何やらが使つたというのはたしか記憶が、大分前だったのです正確じやありませんけれども、そういった記憶があるんですが、あのときはちょっと正直ばたばたばたたいかれたときでもありますたんで、そういうたきになつたときはこういふたものもあるということだけは私も知らないわけではありませんが、こういつたものが発動しないで済むようなように我々としては対応をしていかねばならぬものだと思っております。ただ、いよいよになつたらこういつたものがあるということはしっかりと腹に収めて対応すべきだと、私もそう思います。

○大塚耕平君 思います。

○大塚耕平君 御参考までに申し上げますと、この三十八条を受けて日銀がどう行動するかという判断基準が日銀の政策委員会の決定事項で四つの原則というのが公表されておりますが、果たしてその四つの原則の今までいいのかどうか、そういうことも日銀とよく議論をいただいて、日銀法四条に沿つた対応が日銀ができるようにしていただきたいというふうに申し上げます。

最後に、二点申し上げます。

○大塚耕平君 一点は、先ほど冒頭、総理が見ておられたその図ですね、これは総理にはお伺いしませんが、中川大臣、先般の審議及びその後の農中の参考人の方の御発言で、その取引は農中が九億三千三百万円の損失を被つたことが確定しました。その九億三千万棒引きしたということは、債務減免率はどうでしょう、九〇%以上です。そういう貸付先であれば、当然破綻懸念先であつたり、もう

破綻先でなければならぬよつた先でありますのが、相手方はまだ現在普通に経営をしておられます

○大塚耕平君 私もよく読んでいた者として、ゴルフ13は最後には必ずミッションを果たします。どんな困難があつてもミッションを果たしてのストーリーは終わりますので、總理としてこの景気対策、ミッションを果たしていただくことをお願い申し上げまして、私の質問にさせていただきます。

○國務大臣(中川昭一君) 確かに九億三千三百万を四千二百万円でという大塚委員のこの図で見ますときよつといたしますけれども、(発言する者あり)いや、しゃれじやございません、しゃれじやございません。しかし、農林中金も、(発言する者あり)そうじやないんです、農林中金もいわゆる日本を代表する金融機関の一つでございますから、きちっとした監査法人と、しっかりと監査を受け、また相談をしながらの結果だといふうに私は理解をしております。

○大塚耕平君 それでは、総理にひとつ最後に少しリラックスしていただく質問もさせていただきます、私もゴルゴ13は大好きでございまして、昔、一巻から五十巻まで全部持つておつたんですけれども、總理はゴルゴ13のどういうところがお好きでござりますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) リラックスをしているという前提条件でお答えします。

一巻目というのはないんです、あれは、二巻目からしかない。これ、意外とマニアというかオタクじゃないと知らない話なんですが、もうあれで終わるつもりだから、一号つてないんですよ。いや、だけど、あれゼロ巻と書いてあるから。何にも書いていない、一巻と書いていない。二巻からなんです、あれ。これは意外と知らないから。何にも書いていない、一巻と書いていない。

最初はたしかタワーでスタートしたと思いますが、いわゆるアジアにおける金融危機が起きました。最初はたしかタワーでスタートしたと思いますが、瞬く間にアジアに飛び火したというのはもう御存じのとおりです。

あのとき、いろいろな形で、七九、九七年、済みません、七九じゃない、九七です。この九七、九八のときに飛び火したんですが、そのときにIMFというのが出てきて対応したんですが、結果的には対応は極めて不適切だったと、私はそう思いました。したがつて、IMFはアジアにおける信

はそんなにはないと私自身はそう思います。

○大塚耕平君 私もよく読んでいた者として、ゴルフ13は最後には必ずミッションを果たします。どんな困難があつてもミッションを果たしてのストーリーは終わりますので、總理としてこの景気対策、ミッションを果たしていただくことをお願い申し上げまして、私の質問にさせていただきます。

用はない、信用が落ちた。したがって、ストロスカーンという人間にこの間会ったとき、あなたたちの信用はアジアにおいてはないと。それはあなたの先輩の話とはいえ、知らないはずはないから。うと、十年前の話だから。

したがつて、IMFに信用がない、アジアにおいては。ただし、今この状況の中において、新興国とか言われる国々を助ける力とか組織というのを持つてるのはIMFが一番。しかし、そのIMFには加えて資金もない。したがつて、この地域の金融が決済ができないとかいうような事態になるということは、ひいては回り回つてアジア、日本にも全部に影響はするので、そういう意味では、資金を融資するから融資資金を使ってアジアの国々のこの金融システムを是非維持するよう努めてもらいたいと、我々としても全面的に支援をするからというのが我々があの一千億ドルを出した背景であります。

おかげで、その後はストロスカーンは珍しく声明文を出して、ひとえに日本のおかげだという文書みたいなものを書いていましたけれども、そういう意味では少なからず評価というものは得られたものだと思って、結果として回り回つて日本の国益にも資することになると思つております。

○椎名一保君 総理、そういうお話を伺いしたかったんですよ。

今、アジアの金融危機からIMFのお話をされましたがけれども、私は浅学ですけれども、これは、IMFというのはブレトンウッズ体制のその中心、委員長は御専門ですけれども、まさに第二次世界大戦後の世界の金融システムの中核を成してきたものだと。それが、その基金に敗戦国である日本がイニシアチブを取つて百年に一遍の金融恐慌だと言われている中でそういうことができるようになつたんだと、してきたんだということを是非とも国民にきちっと、何というか、発信をしていただきたかつたと、そういう思いでいっぱいなんです。

ちょうどお帰りになられまして、翌日、小沢代

表が官邸に行かれましたね。これは鬼のような顔で行かれましたので、政局好きのマスクミは政局一辺倒になつてしましましたけれども。確かに日本国民は非常に困つておりますね、実体経済がどんどんどんどん逼迫してきて。困ついていても日本人というのはやはりそういう志を持つておりますので、こういうことを日本はできるんだ、だから将来はこういうふうに展望が開けますよということを、これは総理のお口から言葉で国民党に語つていただきたいなと。私は遅くはないと思うんですね。できればＱＴのときに、第一声それを言つていただきたかったなとは思つておりますんですけども、まだ機会はありますので、こういう考え方に対しまして御所見をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今回の金融危機に對応して少なくとも日本が出した提案、あらかじめ言つた提案は緊急宣言、共同宣言の中でも日本が出した提案はほぼ全部入つた。こんなことは過去例がないと思いますが。

少なくとも、そういつた話を、出したまま取られる人もいますけれども、出した金はきちんとＩＭＦに融資するんですから、这么いつた意味では全然意味が違うと。この融資と增资の区別も付いていない方も世の中にはいらっしゃいますので、这么いつた意味では、是非、这么いつたことは日本のおかげでできているということはいろいろ言つても、今は政策より政局の方も大変世の中に多いわけですから、这么いつた意味ではそれがキャリーされるということはなかなかないんだと存じます。

もう一点、あのときは貿易が問題になるからということで、輸出に対しましては保険が必要なんですが、その保険を再保険するという案も日本が提出して、そしてそれはリマにおけるＡＰＥＣでそれが一番最初に採用になつた具体的な提案で、ほんどの国が一週間前のワシントンの会議にも出ていましたので、それは直ちにということで日本の案としてこれが採用された。ただ、この

再保険ということも余り理解している方の方が少ない。したがつて、そういうふた意味では、後になつて、すごいいい案だということが後になつて返つてくる。もうある程度これは、国際金融とか再保険とかそういう話というのはその分野に詳しい方でないとなかなか御理解をいただけないところですが、日本に限らず世界が今後貿易とか決済とか金融とかいうことをやつしていくにおいては最も大事なところだと思って、そこの一番のところを日本としてはきつちり対応できたというのは日本の国力が上がつておほかげなんだと思つて、少なくともブレトンウッズの時代では考えられなかつた時代になつたということは、ひとえに多くの先輩方が経済というものに大いに特化して頑張つて、結果として日本の経済力がこれだけ向上していただおかげだと、私どもはそう思つております。

○椎名一保君 まさにサンフランシスコ条約から戦後の立ち上げ、そして今、日本の国際社会の中で置かれている立場、そこに麻生総理は居合わせたわけですから、そのことをきつと日本国民に発信をして知らしめて、日本の将来の展望を示すということが私は總理に与えられた使命だと思つております。そのことを一度こういう場で申し上げたかつたわけでございまして、どうかひとつ心に留めていただきたいと思う次第でござります。

そして、そのときに、時価会計の、こういう混乱時には緩和すべきであるというお話をされたと伺っておりますけれども、私は金融の全く専門家ではないんですけども、私が考へても今の金融のシステムというのはおかしくて、金融機関といふのは不況のときに借りたい人に貸し出して、好況になつたときにそれを償還を受けるというのが本来の在り方ではないかと思うんですけれども、そのシステムとかBIS規制でその逆のことになつておりますですね。ですから、そういうことに対してのまた警鐘という意味も含め、そういうことを改めるべきだという御発言だったと思うんですけど、その辺りのちょっとと御説明をいただきたい

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これまで、いわゆる簿記とか会計とかいう話で、更にオタクっぽい話になるのかもしれません、基本的には時価会計というのは一時期やたらもてはやされた。私はその当時反対した方だったのですから、こんなものが成り立つというのは、平時だからそんなことを言つてゐるので、平時じゃなくなつたらマーケットがなくなると言つて当时反対した記憶がありますので、今回、ほら見ろということになつたと、正直アメリカからわんわんわんわん言われたときの記憶がありますのでそう申し上げたんですが。

いわゆる時価会計ではなくて、我々は当时簿価だつたんですが、少なくともフェアバリューと英語で言うんですが、いわゆる公平な価格とか理論価格とかいろいろな表現があるんですけど、英語でフェアバリューという表現が今なりました。そういう意味では、是非我々としては、このフェアバリューと言われる、日本語で公正価値とかいろいろ言うんですけれども、そういうようなものを使わないで、少なくとも評価に公平さを欠くということになりかねないのではないかと。

そこで、十月二十八日だつたと思いますが、時価の算定の方法として、民間の企業会計基準委員会というものが、日本で市場の混乱時においては少なくとも理論値というものを使用することの明確化を打ち出しております。そして、十二月の五日に債券を売買目的から満期保有目的に変更するということを、今までできなかつたんですが、それをできるように容認するという基準の改正というのも公表をしておられます。これ、いずれも提案を申し上げておりましたので、私の方から。そういうふたつの意味では、政府として引き続きこういったようなことはやらないと、これは経営をした人だつたられどもこれはおかしいなとあのとき思つたはずです、多くの方々がこれはちよつとおかしいんじゃないかといろいろ言われましたのがありましたので、今回はこの点を私の方から提

案をし、当時アメリカが圧倒的な時代でしたけれども、おかしいじやないかという話をして、いきなりまた簿価とかなんとかいろいろなことを言う話になるとまた混乱しますので、きちんととしたもののみんなでつくり上げる努力をすべきだというのを理解させてもらいました。これが少しあきました。

も、その減損会計のガイドラインみたいなものを検討するぐらいのことをやつていただきたいと希望いたします。

総理、お戻りになられましたので総理にお伺いいたします。

には言えないところなんですが、是非そういうた
意味の中小・小規模企業に対する資金繰り支援対
策というものに対しても細かい配慮が必要と
いう御指摘は全くそのとおりだと、私もそう思ひ
ます。

○白浜一良君 総理、連日御苦労さまでございま
す。いよいよ金融機能強化法、本日で議了採決と
いうことでござります。かねてから総理は、アメ
リカの金融危機がもう全世界に波及して、日本も本
影響を受けつつあるわけで、実体経済に及んでき
ていらっしゃる、と仰っておられますが、どうぞお手を貸

関連しまして、中川大臣にお伺いします。

うんですね。この間も金融委員会で台東区へ視察に参りまして、台東区を始め東京の区のいろんな

差の表れでございまして、ああいう銀行を自治体がつくる財政力があればみんなつくりたがるわ

正もそうですが、もう早く上げることが大事だと、成立させることが大事だと、こう主張されて

にやられますと、やはり中小企業に限らないと思います、個人もそうですけど、資本財として日本

それが、地方自治でござりますから地方自治の責任においてやるべきものではありますけれど

私も持つておるところでございます。

すね。本委員会のいろいろな議論の経過でしう
けれども……（発言する者あり）事実を言つてい

ル以降大幅に下落してしまったわけですから、そして減損会計、それで景気の低迷、これはもうダ

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今、資金繰り対策
にお考えをお聞きしたいと思います。

ことのお觉悟をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきたいと思います。

の結果否決されるかも分かりません。だけども、否決されても衆議院で再可決されると、こういう

和とかそういうことに対して、中川大臣の御所見をお伺いしたいと思うんですけれども。

団体に認定手続というのにつきまして協力をしていただいているんですが、その制度の周知をして

な状況なのに貸さない、つまり借りられないという状況というのは、私は特にこういう金融状況、

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 少なくとも今回の金融危機に借り手側と貸し手側と二つ対策が要る

になつてくるわけでござります。そういう意味で、特に中小企業に対しても、そういうものが中

また、国による全国規模でのいわゆるセーフティーネット金融というものと、地方公共団体、

ならば、できるだけ早くこれが施行されて、そしてまた健全な金融機関を通じて中小企業にこの公

る問題でして、この問題に関しましては、担保不足、株価が下がったことによるいわゆる担保の低

ざいませんので、やはり我々は日ごろから、そして現在においては、こういう状況でございますの

にこたえるようなものにしていただきないかぬのですが、引き続きこれは、今言われましたように、

あつてはならないということは金融庁を通じて全国何回もお願ひというかやつておりますけれど

金繰りが極端になつてくる可能性というのは非常に大きいと。それが、いわゆる融資の枠とか、い

○椎名一保君 できましたら、提案ですけれど

たものがありますので、これなかなか簡単に一概

○椎名一保君 以上で終わります。

おかげさまで今順調に進んでおりますが、今度

は貸し手側の方から見ますと、いわゆるそこにお金を貸してやる、地方の中小企業にお金貸してやる地銀なら地銀、そういったところが、貸してやる側から見ますと、その貸し手側の方の資本、いわゆる株、土地等々の資本側の価値が下がつておりますんで、貸し手側の方の。したがつて、いわゆる自己資本比率が低下、そういうものが正当化されるということになつていくんだということを理解していただかなかぬところだと思っております。

したがつて、その点に関して、是非、貸し手側のところもきちんとした対応をしていくということをしておかないと、自分たちが、例えば商工いわゆるローン、いろんな形の金が、仮に政府系のものが入つたら、じゃ八百万円返してという形で地方の銀行が貸してある分、今までの分は、千万円入つたら、八百万円返してという形でそれによって充実しますが、結果として、千八百万で回すはずであつたものが結果的に幾らで回つたかというと、その差額で、しかし、八百万取り上げられれば基本としてはその分が返せなくなる。そういう意味で、極めて借り手側にもそれが、影響が出てくる。したがつて、これは貸し手と借り手と両方やらねばならぬというのを最初から申し上げてきたとおりであります、それがおかげで通るようになりましたということですので、私どもとしてはそれはそれなりに、我々としては、発動はできる、しやすい安心感。直ちにそれがどうのこうのというわけじやなくて、安心感というものは極めて大きなものだと思つておりますので、我々としてはそれはそれなりに、我々としては、

このだけ速報値と改定値に差があることはほとんどのごまいません。そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に対する危機意識というか、御認識をまず伺いたいと思います。
○内閣総理大臣(麻生太郎君) GDPの速報値というものが二四半期連続マイナスというのは、やっぱりこれはこれまでに最近ではありませんのに、こういうふうになると、ここでの自己資本比率が後退局面にある、これが数字の上からもはつきり出てきたんだと思っております。
員会でいただいた資料を見ましても、少なくとも加えて、生産も低下、そして売上低下、したがつて収益も大幅に減少ということになつているのに加えまして、昨日でしたか、参議院の予算委員会で、いわゆる輸出関連の製造業において雇用というものが激減しているというのが数字の上では明らかです。傍ら、輸送関係のところは逆に雇用の芽は増えておるというのは、多分これはガソリンの値段が下がつたというのが大きな背景など、その数字を見ただけでの感想ですけれども、そういつた感じを持っております。

そういうことを考えますと、いろんな対策、経済対策をもう総理中心にこれからまとめ上げるんですけれども、国民の支持というものがなければなりません。

やっぱりそういう思い切った施策というのはできないわけですが、そういう意味で、私たち議員も当然そうですし、国家公務員の幹部の皆さんですけれども、ボーナスの出ない企業もたくさんござります。また、急に年内でもう解雇と、雇用調整案なんですが、昨日は、私たち議員もそうですね、国家公務員もボーナスが支給されました。

○白浜一良君 そういう御認識の下で、今いわゆる第二次補正、それから平成二十一年度の税制改正ですね、それから予算編成と、ここに今力を、最終段階でございます、力を入れていらっしゃる第二次補正、それから平成二十一年度の税制改

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつてているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつてているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつてているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつてているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

ね。それがひどいんですね。年率換算でいいま

すと、速報値は〇・四%マイナス、そこが改定値で出たらマイナス一・八%と。ひどくこの差が、

これだけ速報値と改定値に差があることはほとん

どございません。

そのぐらい実体経済がぐわっと悪くなつてきているんでしよう。そういう現状に

対する危機意識というか、御認識をまず伺いたい

と思います。

それと、この背景なんですが、だんだん実体経

済が悪くなつていているという面では、昨日報道されおりましたけれども、いわゆる七一九月期のGDPの、速報値はいわゆる十一月に出たんですね。

これでも、改定値が昨日発表されましたけ

いわゆる金利というのは、コールレート金利といふのは日銀の専権事項です。だから、それは日銀が決めればいいんだけれども、總理としての考え方というか、アメリカが決めてEIHが同調するなど、そういうふうになつた場合は日本も同調すべきだというふうに考えられるわけですが、そういう全体的な考え方でいいんです、別に金利を決め立場じゃないんで、そういう一つの全体的なないわゆる流れをくむべきだというようになりますけれども、お考えございましたら。

んですけれども、大きな柱として内需拡大のためにはこういうことをやりたいんだというようなことがもししあればおつしやつていただきたいと思います。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) この八年間を見ました場合に、日本においていわゆる景気対策といふものをほとんど政策的にしてきたことはなく、公共工事が十四兆五千億ぐらいだったものが六兆ぐらいまでにずっと減らしてきておりますんで、ついでに、もう一つの問題で、(内閣総理大臣) お尋ねのところ

きた企業というものが日本にその金を持つて帰つてくる。日本と海外との間の税金の差があつた場合は日本で課税をされますが、日本でその金を使つて雇用に充てる、設備投資に充てる、またいろいろな意味での工場の拡張に使うなどなどすれば、その段階で税は捕捉できますんで、そういう形にした方がより現実的ではないか。日本の国内の消費はそれによって喚起され得るということになる。

〔理事事円より子君退席、委員長着席〕

「レバテックへがんじ」といひしたけれども、そんないつたようなことを考えて、国内の刺激というものに今やればという形のものを考えていただきたいと考えております。

○白浜一良君 私が、總理、こう申し上げましたのは、二十四日に最終、政府としての案をすべて決められると 思いますけれども、要するに一つは

やつぱり危機感が国民に伝わらぬきやならないと。それで、危機感に基づいてこれだけのいわゆる対策、施策を組んだんだという分かりやすさがあるで事だと思ってます。ミニマムローンがつ

和力事だと思ふんです。その人のセーラー服がやや
ぱり國民に伝わらないといけないということです。
当然予算案ですから各省庁網羅的な予算案になつ
てゐるんですけども、特にここに力を入れてい

るんだということをめり張りを付けて分かりやすい形で私はやつていただきたいから、今前もつてもしお考えがあればということで伺つたわけで、

今伺った話も含めて、もう少し体系的に柱を立てて組み立てていただきたいと、このことを要望しておきたいと思います。

最後に、明後日ですか、福岡県で日中韓の首脳会談されるんですね。ということで、今日もどこの新聞に載つてございましたけれども、韓国と二・八北日の通販システムをきているということにな

二、アーバンPの追跡マップをさわると、どこかで見たことがあります。しかし、アーバンPの追跡マップは、アーバンPの追跡マップをさわると、どこかで見たことがあります。アーバンPの追跡マップは、アーバンPの追跡マップをさわると、どこかで見たことがあります。

がアメリカにつぶされたと、前のアジア金融危機のときに、そういう経緯は経緯であるんですけれども、やっぱりずっと積み重ねてそういう議論が出てるっていうのは非常に大事なことだと。特に、ASEANプラス3っていうのは大変大事なエリアだと思うんですね。

そういう意味で、どうか明後日、首脳会談の上においても、一方そういう金融スワップの、AM-Fまで行けなくともいいんですけど、少しづつこの域内を守り合うっていう、そういうコアに日本もなって主導権を發揮してもらいたいと。また、そういう議論をどうか明後日していただきたいということでお請するとともに、何かお考えがございましたら一言伺つて、終わりたいと思います。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) このチエンマイ・イニシアチブという言葉がどれくらい世間に通用する言葉なのか存じませんが、少なくとも二国間ににおけるこの種の金融の協定というのは物すごく大事です。そういう意味で、これをバイ、二国間じゃなくてマルチ化しようという御意見なんだと私はますが、私はこれは基本的に正しい方向だと思っております。ヨーロッパに比べて各国の格差がかなり激しいところでもありますので、そんな簡単にぽいといくような話ではありません。通貨を一緒にするとかいうようなところとはかなり違うと思つております。

その上で、やっぱり各国間で具体的な案を考えにやいかぬということで過日も提案をし、重ねて、少なくともバーチャルなものにつくり上げようじゃないかという機運が、この今回の金融危機が発したおかげも多分あるんだと思いますが、かなり前向きにやらにやという意識が起きてきていることは確か。

特に、日韓の間でいろいろな関係が難しいと言われておりましたが、おかげさまで、日韓とか日本とかいうのは麻生が総理になつたら絶対うまくいかないとよく言われたもんだったんですが、日中韓というのを、三国の首脳が単体で会議をするのはこれが過去三十年で初めてです。そういうた

そうすると、総理は、今消費税の5%というのが日本の国民にとってそれほど重い負担じやないというふうに御認識されているわけでしょうか。いかがですか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 消費税の何%がとう話をからいきますと、今アメリカ、もっと低いんです、ヨーロッパそれからヨーロッパでも北欧等々、いずれも皆いわゆる付加価値税という、VATと言われるものが二〇%を超えているところもあれば、日本のように五%のところもあれば、韓国は一〇ですかな、いろいろな地域によってすごく差があります。

私は、この消費税というものが今基本的に国民の関心の高い社会福祉、いわゆる介護、年金、医療いろいろありますけれども、社会福祉関係いうものにいろいろ御意見がある。北欧の場合はこのところが極めて高福祉になつております。しかし同時に、負担も極めて高負担ということになつているのが現状だと思います。

日本の場合は中福祉、これは中の定義もまた難しいんだと思いますが、今、中福祉の割には、いわゆる負担というものを見ますと、ほかの国の、詳しい数字はいろいろありますので御存じのところは中福祉、これは中の中の定義もまた難しくとも福祉を今ままを維持しようとすると、このまま高齢化、少子化が進んでいく状況の中であつては今のいわゆる国民負担率ではとてもまたないのではないか、少なくともこの国民皆保険、いろいろ優れた制度がありますが、これを維持するためには中負担をお願いしなければならぬのではないかと思っています。

ただ、それをお願いする時期は、私は景気というものを考えましたときに、三から五に上げたときの記憶がありだと思いませんが、あのときは大幅に税収が増えるはずだったんですが、現実は大幅に税収が増えるはずだったんです。したがって、一%上げべきじゃないかということで主張しているところですけれども、これをちょっと見てもらうと、特に食料品でいきますと、所得の低い人ほど負担率がもうかなり高額所得者の方に比べると負担率が復軌道に乗つてからでないとこの種の話はうかつ

にするべきことではない。結果として上がるはゞが逆に減つたというのはあの経験から我々は学ばねばならぬところだと思っておりますので、私は今すぐということを申し上げているわけではありません。

したがつて、消費税というものの負担をどの程度を感じておられるか、これは人によつて違うんだと思いますけれども、いずれにしても、この消費税というものは簡単に一%すれば何とかだとかいうような種類の話とは私自身は思つておりません。

○大門実紀史君 私は増税の話をしているんじゃなくて減税の話をしているわけですね。

今、実感なんですけど、消費税の税率だけ見る問題が出ておりますけど、年収二百万未満で、モデルケースの取り方でいろいろですが、年収二百万未満でいきますと消費税負担というの年間七万円から九万円、十一万円ぐらい、まあモデルによって違うのですが、大体七万から十二万ぐらいいになるわけですね。これ軽いのかな、重いのかななど。生活実感として思うとやっぱり重くなつてゐると思うんですね、今の五%でもですね。今までのいわゆる国民負担率ではとてもまた大事なことは消費を刺激するとかそういう部分がありますから、イギリスもEUもとにかく今は緊急事態なんだよ。だから、まあ消費税の場合は消費すればするほど減税効果がありますから、直接減税効果がありますので踏み切つたんだろうと思います。

そういう点で、お手元に資料をお配りいたしましたけど、我が党は食料品の消費税を非課税に、せめてこれだけでもこの緊急の事態ですからやるべきじゃないかということで主張しているところですけれども、これをちょっと見てもらうと、特に食料品でいきますと、所得の低い人ほど負担率がもうかなり高額所得者の方に比べると負担率が

重いんですね。イギリスの場合は元々そういうこともあって食料品はゼロ税率になつておりますけれども、日本もせめてこれぐらいのところは緊急事態だから今やるべきじゃないかと思うんですけど、ちょっとコメントいただければと思います。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは減収がどれくらいになるのかちょっと正直知らないんで、あいつ数字言つていますが、あれば本当かどうか分かりませんので、ですから、そういう意味ではうかつに乗れる話ではないのですが。是非、大門さん、これはやっぱりもう少し、これは五%でゼロとか言われてもなかなかちよつと簡単にはいきませんが、それはイギリスみたいに十何とか一五とか一七とかいつていればそれには食品だけ何とかというのは可能なんだと思いますし、いわゆる二つの、消費税も二種類ある

というのは、これは今後考えておかねばならぬ一つのアイデアとは思いますが、今この段階で直ちに食料品をゼロにするというのによつて簡単に乗つていくわけにはいかぬというところがいると思うんですね。これ軽いのかな、重いのかななど。生活実感として思うとやっぱり重くなつてゐると思うんですね、今の五%でもですね。今までのいわゆる国民負担率ではとてもまた大事なことは消費を刺激するとかそういう部分がありますから、イギリスもEUもとにかく今は緊急事態なんだよ。だから、まあ消費税の場合は消費すればするほど減税効果がありますから、直接減税効果がありますので踏み切つたんだろうと思います。

○大門実紀史君 それはもう、この場でうんと言ふれども、ゼロ税率にするといふのは、非常に、演説会でできる話でござりますので、非常に、演説会とかいろいろなところで話すると、特に主婦の方々が、本当に、食料品非課税にしてほしいという声がでますので、総理も一度演説でやつてみられると相当評判がいい話ではないかと思うので、御検討いただければというふうに思います。

もう一つは、先ほどありました社会保障との関係ですけど、総理は経済財政諮問会議で、消費税というのは逆進性があるとよく言われるけれども、社会保障目的税にすれば所得再分配は強化されるというふうにおっしゃっていますが、ちょっと意味がよく分からんんですけど、どういうふ

うな意味でしようか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは私の発言というのは、有識者議員から出された試算というものが出ておりました。それに基づいて私の感想を述べたのがそのときのものだと思いますが、消費税にかかわります国民の負担というものにかけることは、これに対しまして社会保障というものにかかるところのうちよつと正直知らないんで、あいつ数字言つていますが、あれば本当かどうか思つて、私が申し上げたのは、負担が受益として還元される、いわゆる社会保険とか介護とかそういうものにきちんと限定されるのであれば、負担が受益として還元されれば所得の再分配機能は高まるることになりますとともに、社会保険の制度の将来にわざりますという趣旨を申し上げたのが今、大門議員の御質問に対する答えであります。

たつてこれ考えないかぬところなんだと思ってますので、これ持続可能で安心できるものにしておかないと、やっぱり先危ないんじやないかと思えば消費も抑えて貯蓄に回りますし、いろいろ形で国民の不安というものを、将来に対する不安といふるものを探査するためにも極めて重要なだと、私自身はそう思つておりますので、この消費税は重要な役割を果たすんだと思っておりますので、是非今申し上げた点を御理解いただければと存じております。

○大門実紀史君 今総理がおつしやいました諮問会議で、これトヨタの張さんですかね、張会長が提案されたんですね、民間議員の。その資料を資料二枚目に付けておきました。

ちよつと何が言いたいか分からぬ資料なんですが、出ますので、総理も一度演説でやつてみられると相当評判がいい話ではないかと思うので、御検討いただければというふうに思います。

お手元の資料二と御配付されております資料は、去る十一月二十八日の経済財政諮問会議に社会保障と税財政の一体的改革の議論の一環として有識者議員から提出されたものだと思います。この試算は、仮に一兆円の消費税負担増を社会保

に充てた場合、年間収入階級別にどの程度の負担と便益が生じるかの目安を定量的に示した粗い試算でございます。

左側の図でございますが、下半分に、消費税一年間収入割合で示しております。その上側に、社会保障国民会議での社会保障の機能強化の考え方に基づき、年金・医療・介護・少子化の分野へ還元した場合の年間収入階級別の受益を年間収入割合で示しております。

次に、右の図の方でございますが、左の図で示しました負担と受益を合わせて、ネットの受益として示しております。このピンク色で示されておりますネットの受益を見ますと、所得の高い世帯には負担超となつておりますが、収入の低い世帯では受益が大きくなつております。全体としては所得再分配機能が強化されているという試算と理解されます。

○大門実紀史君 これ、何で強化されるんですか。こんな子供、ましの資料をはじめな顔して議論しているんですか、諮問会議というのは。

これ簡単な話ですよ。要するに社会保障というのはそもそも所得の再分配機能を持つてますよね、持っていますよね。その財源を消費税でやるとその逆進性によって逆に言うと足が引っ張られると、しかし差し引きちょっとだけプラスになると、これだけの話じゃないんですか。もつと言えば、消費税でやらないで所得税で財源賄つたらもつときちつとした再分配機能が働くと、これだけのことじゃないんですか。これ、だれに聞いたらいか分かりませんけど。

内閣府、ちょっと説明できますか。

○政府参考人(西川正郎君) お答えいたします。

経済財政諮問会議における今後の議論は、社会保障の持続可能性を担保するという、そういう財政改革を考えた場合にどのような安定財源が考えられるかと、そういうことで議論が進んでおりま

して、その際の一つの候補として消費税というものを考えて試算を行われているものでござります。

○大門実紀史君 消費税で社会保障を貽えば所得再分配機能が強化されるとおっしゃるから、何でだと言っているんですね。そういう宣伝に使うべきではないし、これ使つたらすぐみんなにばろくそ言われますよ。やられますよ。

総理はこれをベースに先ほどのお話をされたんでしょうか。それとも消費税増税してもちよつとぐらいは再分配機能が残りますよという謙虚な意味でお使いになるんだつたらまだ分かるんですけど、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 謙虚かどうかはちょっと別にいたしまして、基本的には今言われたとおりに、こういつたものは、いわゆる消費税というものは物すごく低所得者層にきついことになるんだということではないのではないかということを言つたと理解をいたしております。

○大門実紀史君 とにかく、こんなもの使わない方がいいですよ。こんな宣伝しない方がいいですよ。だまさしてしまいますよ。よく中身知らないでやつてている人ですね。

それで、もう一つは今、これもそうなんですけど、福祉目的税という何か考えがずっと出てきておりますけれども、私はこの問題ずっと委員会で議論していて、当初は財務省というのは、福祉目的税というのは財政の硬直化を招くので、どちらかというと書かれております。経済財政諮問会議でも一遍そういう試案が出ましたし、経団連の皆さんも主張しておりますし、この基礎年金を全額消費税でという構想がずっといろいろ出されていますけれども、もう細かいことお聞きいたしませんけど、これ厚生労働省に協力してもらつて最新の数字を作りましたが、基礎年金十九・三兆円を今どうやって賄つているかといふことですが、これを要するに、全額消費税でやりますとどうなるかというと、普通の加入者はもちろん年金保険料、基礎年金の部分は保険料が減ると、しかしその分消費税で取られるという、こういう関係ですよね。

結局、企業の保険料負担、これは厚生年金、事業主と、労使折半でございますから、この四・二兆円がどこに行くのかと。これは麻生総理の論文にも書いてありますけれども、これで企業が得しないやうじゃないかということに対するいろいろ手当ではしなきやいけないというふうに率直に書かれております。要するに、これは全体で見ると企業負担四兆円分を国民みんなが消費税でかぶると

る割合というのは日本とほとんど変わりません。むしろ社会保険料とかそちらで社会保障財源を貽っておりますので、何か消費税、外国とすぐ比較が高いから社会保障が厚いんだというのは全然違う話でございます。

そんなことも財務省はよく知つておられたと思いますので、いろんな意味で財政の硬直化を招くから否定的だったわけですけれども、中川大臣、もう方向転換されるんでしようか。

○国務大臣(中川昭一君) 社会保障は将来にわ

たつて安定的に維持されなければいけないという前提で、中期プログラムというものを年内にできるようになつて、今政府内で鋭意作業しております。

○大門実紀史君 三枚目の資料で質問したいと思

いますけれども、麻生総理は、これは中央公論三月号に、消費税を一〇%にして基礎年金を全額税負担しようと書かれております。経済財政諮問会議でも一遍そういう試案が出ましたし、経団連の皆さんも主張しておりますし、この基礎年金を全額消費税でという構想がずっといろいろ出されていますけれども、もう細かいことお聞きいたしませんけど、これ厚生労働省に協力してもらつて最新の数字を作りましたが、基礎年金十九・三兆円を今どうやって賄つているかといふことですが、これを要するに、全額消費税でやりますとどうなるかというと、普通の加入者はもちろん年金保険料、基礎年金の部分は保険料が減ると、しかしその分消費税で取られるという、こういう関係ですよね。

それで、これは物すごく大事なところだと思います。つまり、実にいろいろ、何とか方式、何とか方式というのがいろいろあるというのも知りたいわけではありませんので、是非こういったのは、私の方式とかスウェーデン方式とか、いろいろ勉強しますと、実にいろいろ、何とか方式、何とか方式といふのがいろいろあるというのも知らないわけではありません。

○大門実紀史君 基礎年金を全額税でやる

うと、そのときも企業負担のところがどうなる

かというところをたしか書いたと記憶をいたしま

す。いずれにしても、その分がいわゆる個人の所

得に還元されるというような保証がないと、これだけというのはいかがなものかということを言つたと思います。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは御指摘のよ

うに文春たか公論か何かに書いたときの記憶その

ま漫んだと思いますが、今御指摘がありました

ところに対して、総理、いかがお考えですか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは御指摘のよ

うに文春たか公論か何かに書いたときの記憶その

ま漫んだと思いますが、今御指摘がありました

ところに対して、総理、いかがお考えですか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは御指摘のよ

うに文春たか公論か何かに書いたときの記憶その

ま漫んだと思いますが、今御指摘がありました

ところに対して、総理、いかがお考えですか。

この企業負担ゼロになつた分、非正規雇用に回しますとか、いろんなことをおっしゃつていきましたけれども、そのキヤノンが今大量の人切りをやつるわけですから、もうそんな言葉を信じられているわけですから、もうそんなふうに思うので、これは企業負担がゼロになるだけの案だというふうに厳しく批判されるのは仕方がないというふうに思つていいところでございます。

いずれにせよ、今度の総選挙で総理としては、上げる時期はまだはつきりしないとか、あるいは税率もはつきりしないという部分が今の段階、今日の段階ではあるかも分かりませんが、もう堂々と上げるなら上げるということで公約に掲げられて、國民に信を問うというふうに堂々とやられるべきだと思いますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君)　過日の十月の三十日にいわゆる私の方から話をさせていただきましたとおり、少なくともこの中福祉を目指すのであれば低負担ではとてもできないと、したがつて、広く薄く多くの方々に負担をしていただく消費税というのが今後考えていかねばならぬのではないかということを申し上げております。

おりますけれども、少なくともいかにもできもないことをできるかのごとく言う話はいかがなも

いろいろ党内、御意見のあつたのは十分知つておられますけれども、少なくともいかにもできもないことをできるかのごとく言う話はいかがなも

考へて、中福祉を維持するためには中負担というのも考へていくべきではないか。

ただ、その時期というのは、少なくとも、先ほど答弁申し上げましたように、景気が今、低迷している。そういうた……発言する者あり)低迷していると言つたじゃないですか。こういうのしかやじが出なくなると悲しいですね。もうちょっとレベルの高いやじが聞けないかなと時々思わないでもないんですが、まあそれは私の趣味の話ですけれども。

いずれにしても、基本的には、こういうような

状況、今のような経済状況の中において、たられたら足りないからといってぱんと上げるというのは経験済みであります、三から五に上げたときは、経験済みであります、三から五に上げたときのあのとき。したがつて、そういつたようなことをやるのは、これは前のことにして全く学習していなければなりません。したがつて、景気がどの時期で良くなるかというのは、ちょっとと正直このところは、大門先生、私どもも三年でやりたいと思っているんですけれども、是非、今の世界状況はかなり厳しいことになつてきているのも事実ですのでも、そういうたものを勘案した上で改めて問わねばならぬところだと、私どももそう思つております。

○大門実紀史君　いずれにせよ、我が党としては増税反対ということで総選挙を戦いたいということを申し上げて、質問を終わります。

○委員長(峰崎直樹君)　以上で、内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(峰崎直樹君)　速記を起こしてください。

○委員長(峰崎直樹君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、林芳正君が委員を辞任され、その補欠として長谷川大紋君が選任されました。

○委員長(峰崎直樹君)　他に御発言もないようですが、兩案に対する質疑は終局したものと認めます。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の修正について円より子君より発言を求められておりますので、この際、これを許します。円より子君。

○円より子君　私は、民主党・新緑風会・国民

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一に、本法の目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における

経済の活性化を期するものとしております。

第二に、一つの地方公共団体がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する銀行

については、本法の対象となる銀行から除外し、本法を適用しないものとしております。

以上、修正案の概要を申し上げました。

委員各位におかれましては、私たちの主張の真意を御理解いただき、何とぞ、会派を超えた委員各位の御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君)　これより両案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大門実紀史君　金融機能強化法案、修正案及び保険業法改正案の三案に反対する討論を行います。

まず、金融機能強化法改正案です。

反対の第一の理由は、本法案が金融機関に公的資金を投入し最終的に損失が生じた場合、その損失を国民が負担する仕組みとなつていています。

リスクの高い有価証券取引や不動産投資にめり込んだツケを国民に回すことは決して許されません。

反対の第二の理由は、本法案が金融機関の貸渋りを防止する保証がないことです。本法案では、中小企業向け貸出残高が未達成の場合に経営責任を問う等の現行法の仕組みをわざわざ削除しております。これでは、単にギャンブル的な經營を行つた金融機関を公的資金で救済するだけの法改正で終わりかねません。

なお、修正案についても、国民負担の仕組みな

ど根本的な問題点は変わっておりませんので、賛成することができません。

次に、保険業法改正案についてです。

<p>○ 委員長(峰崎直樹君) 他に御意見もないようですが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○ 委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p>	
<p>保険契約者保護制度は、保険会社の破綻時に機構が資金援助等を行うことにより破綻した保険会社の契約者などを保護する仕組みですが、本来その費用は保険業界全体で負担するのが原則です。何ら責任のない国民にその費用を負担させるいわれは全くありません。本法案は国民負担の仕組みを延長するものであり、反対をいたします。</p> <p>以上で反対討論を終わります。</p>	
<p>○ 委員長(峰崎直樹君) 他に御意見もないようですが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○ 委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p>	
<p>（大塚耕平委員資料）</p>	
<h2>東京魚市場卸協同組合を巡る金融取引（平成17年3月）</h2> <pre> graph TD A[東京魚市場卸協同組合] -- "4500万円(債権買取)" --> B[東京チャレンジファンド] A -- "4200万円(債権売却)" --> C[農林中央金庫] C -- "9億7500万円融資" --> A D[運営責任法人「大和証券 SMBC プリンシパルインベストメント」] -- "出資" --> E[東京都] D -- "出資" --> F[出資法人] G[金融機関] -- "出資" --> F H[農林中央金庫] -- "9億3300万円損失" --> I[東京チャレンジファンド] </pre> <p>The diagram illustrates the financial transactions between the Tokyo Fish Market Wholesale Cooperative, the Tokyo Challenge Fund, and the Agricultural Land Central Bank. It shows the cooperative receiving 4500 million yen through debt purchase and giving up 4200 million yen through debt sale. The Agricultural Land Central Bank provided a loan of 9.75 billion yen to the cooperative. The Tokyo Challenge Fund, established in October of the previous year, received investment from the Tokyo Metropolitan Government, the出资法人 (Investor Corporation), and a financial institution. On November 19, it was determined that the Agricultural Land Central Bank suffered a loss of 9.33 billion yen.</p>	

東京魚市場卸協同組合の公式資料における記述内容

月刊東卸 No.517 (平成 17 年 6 月) 3 頁

(原文どおり) 農林中金との関係(決済資金借入先)は、×××先生(顧問会計士)の力添え、東京都の支援も頂き、一件落着しました。17年度の予算で説明しますが、組合の債務をあるところに譲渡してもらい、組合はそこから債務を買戻すことができました。同時に従来行ってきた理事長の個人保証もなくなり解決しました。

東卸平成 17 年度事業報告書 17 頁

(原文どおり) 凍結未収金分の借入額約9億7千5百万円のあった農林中央金庫に対しては、顧問会計士の指導により協議を重ねた結果、東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合経由で17年4月28日に組合借入金を4500万円に圧縮する形で債権買戻しを行った。

同上 61 頁

(原文どおり) 農林中金からの借入金(立替事業資金)については、事前に顧問会計士が折衝した結果、コンプライアンス上の問題があることから、東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合経由での債権買戻しを行い、同行に対する借入金全額を清算した。

平成 20 年 5 月 29 日・11 月 13 日・12 月 11 日 参議院財政金融委員会
民主党・大塚耕平提出資料（本人作成）

<p>十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願(第三四三号)(第三四四号)</p> <p>(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)</p> <p>一、消費税の増税をしないこと等に関する請願</p> <p>(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)</p> <p>一、庶民増税・消費税増税を行わないことにに関する請願(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)</p> <p>一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願(第四一二号)</p> <p>一、保険業法の適用の除外に関する請願(第四四四号)</p> <p>一、庶民大増税の反対に関する請願(第四四五号)</p> <p>一、保険業法の適用の除外に関する請願(第四四五号)</p> <p>一、保険業法の適用の除外に関する請願(第四五五号)</p> <p>一、保険業法の適用の除外に関する請願(第四五七号)</p> <p>第三三四三号 平成二十年十一月十日受理 保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願</p> <p>請願者 静岡県掛川市横須賀三五六 赤堀光夫 外九千百九十八名</p> <p>紹介議員 井上哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。</p> <p>第三三四四号 平成二十年十一月十日受理 保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願</p> <p>請願者 島根県松江市玉湯町湯町一、七七〇ノ二 石原恵吉 外九千百九十九十</p>	<p>紹介議員 市田忠義君 八名</p> <p>この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。</p> <p>第三四五号 平成二十年十一月十日受理 保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願</p> <p>請願者 秋田市保戸野桜町一九〇一二 水野幸子 外九千百九十八名</p> <p>紹介議員 紙智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。</p> <p>第三四六号 平成二十年十一月十日受理 保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願</p> <p>請願者 千葉県船橋市三山五ノ二八ノ九 加藤富三 外九千百九十八名</p> <p>紹介議員 小池晃君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。</p> <p>第三四七号 平成二十年十一月十日受理 保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願</p> <p>請願者 群馬県前橋市表町二ノ二八ノ八 柿澤登美江 外九千百九十八名</p> <p>紹介議員 大門実紀史君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。</p> <p>第三四八号 平成二十年十一月十日受理 保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願</p> <p>請願者 福岡市東区多の津五ノ四九〇五 濱田幾夫 外九千百九十八名</p> <p>紹介議員 仁比聰平君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。</p> <p>第三四九号 平成二十年十一月十日受理 保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願</p>
---	--

請願者 奈良県五條市本町二ノ五ノ九 江 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。	第三五〇号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 新潟県加茂市加茂新田三、九六九 ノ八 片野正之 外三万六千三百四名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五五号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里一、 九八二 黒田陽介 外三万六千三百四名 紹介議員 仁比 啓平君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。
請願者 大阪市城東区中浜一ノ二ノ一〇 竹下弘治 外二千九百五十九名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第三五六号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 大阪府岸和田市行遇町一ノ三七六 堺和之外三万六千三百四名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五六号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 大阪府岸和田市下池田町二ノ八〇 二八 根来弘子 外三万六千三百四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。
請願者 札幌市豊平区平岸二条四ノ一ノ一 ノ六〇六 高坂昌暉 外二千九百 五十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇三号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 東京都文京区小石川三ノ三二ノ六 五十嵐綾子 外二千九百五十九 名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇六号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 東京都文京区小石川三ノ三二ノ六 五十嵐綾子 外二千九百五十九 名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。
請願者 大阪府箕面市箕面六ノ一ノ一 一〇 金谷道子 外二千九百五十 九名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇四号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 札幌市豊平区平岸二条四ノ一ノ一 ノ六〇六 高坂昌暉 外二千九百 五十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇七号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 北海道深川市六条三ノ一三 佐藤 泰夫 外二千九百五十九名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。
請願者 広島市東区戸坂南一ノ二ノ八ノ二 藤原佳樹 外二千九百五十九名 紹介議員 仁比 啓平君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。 と。	第四〇九号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 大阪市城東区中浜一ノ二ノ一〇 竹下弘治 外二千九百五十九名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇八号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 広島市東区戸坂南一ノ二ノ八ノ二 藤原佳樹 外二千九百五十九名 紹介議員 仁比 啓平君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。
請願者 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 広島市中区江波南三ノ一三ノ二ノ 百四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五二号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 茨城県日立市小木津町一ノ四二ノ 八 渡邊正明 外三万六千三百四 名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五二号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 大阪府岸和田市行遇町一ノ三七六 堺和之外三万六千三百四 名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。
請願者 富山県砺波市林四三八ノ九 高道 武志 外二千九百五十九名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第四〇三号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 東京都文京区小石川三ノ三二ノ六 五十嵐綾子 外二千九百五十九 名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇六号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 東京都文京区小石川三ノ三二ノ六 五十嵐綾子 外二千九百五十九 名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。
請願者 大阪府箕面市箕面六ノ一ノ一 一〇 金谷道子 外二千九百五十 九名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇四号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 札幌市豊平区平岸二条四ノ一ノ一 ノ六〇六 高坂昌暉 外二千九百 五十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。	第四〇七号 平成二十年十一月十二日受理 庶民増税・消費税増税を行わないことに関する請 願 請願者 北海道深川市六条三ノ一三 佐藤 泰夫 外二千九百五十九名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。
請願者 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 広島市中区江波南三ノ一三ノ二ノ 百四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五三号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 東京都世田谷区世田谷三ノ二二ノ 一六 佐々木孝治 外三万六千三百四 名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五三号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 東京都世田谷区世田谷三ノ二二ノ 一六 佐々木孝治 外三万六千三百四 名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。
請願者 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 広島市中区江波南三ノ一三ノ二ノ 百四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五四号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 広島市中区江波南三ノ一三ノ二ノ 百四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。	第三五四号 平成二十年十一月十日受理 消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 広島市中区江波南三ノ一三ノ二ノ 百四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

む税制全般に、憲法の要請する能力に応じた公平な負担の原則を貫くこと。大企業・大金持ち優遇減税をやめ、適正に課税すること。

第四四四号 平成二十年十一月十四日受理

保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 兵庫県姫路市中地四二〇 米田和世 外百四十七名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第四四五号 平成二十年十一月十四日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 長野県南佐久郡佐久穂町穂積二、五四五 佐藤達 外五百十二名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

公的年金等控除が縮小され、老年者控除や扶養者の住民税非課税措置が廃止された。政府はさらに、二〇〇七年一月から定率減税を全廃し、六月からは住民税の最低税率を引き上げ、配偶者控除、扶養控除の廃止や給与所得控除の縮小をねらっている。そして、社会保障を削り込んだ上で、消費税率を引き上げようとしている。一九八〇年代に国庫補助が削減された国民健康保険では、保険料(税)が引き上げられ、滞納は四七〇万世帯に上り、短期証は一〇〇万世帯を、資格証明書は三〇万世帯を超えて発行されている。大企業・大金持ちへの減税を元に戻し、能力に応じた公平な負担を実現することにより、財源を生み出すべきである。

ついては、国民の暮らしと中小業者の営業を守るために、次の事項について実現を図られたい。

一、定率減税の全廃を中止し、配偶者控除や扶養控除、給与所得控除の廃止・縮小等による増税をやめること。
二、消費税の税率は引き上げないこと。免税点など改悪消費税は元に戻すこと。中小業者の記帳義務要件を大幅に緩和すること。
三、大企業や大金持ち優遇の減税をやめ、応能負

相原則に基づき適正に課税すること。

第四五五号 平成二十年十一月十四日受理

保険業法の見直しに関する請願

請願者 長野県佐久市中込三ノ九ノ一一 遠藤勇 外三百八十四名

紹介議員 羽田雄一郎君

二〇〇六年四月に施行された保険業法によつて、各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的に行つている共済制度が、存続の危機に追い込まれている。保険業法改正の趣旨は、いわゆるマルチ共済を規制し、消費者を保護することが目的であった。団体が自主的に行う共済への規制と干涉は憲法違反であり、健全に運営してきた仲間同士の助け合いにもうけの論理を押し付けることは認められない。

直すことは、自主的な共済がこれまでどおり運営できるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。

二、自主的な共済を保険業法の適用除外にするこ

と。

第四五七号 平成二十年十一月十四日受理

保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 愛知県犬山市天神町二ノ三二 小林武 外五百名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、投機マネーへの規制に緊急に取り組むこと

二、消費税増税反対、住民税を元に戻すことによる請願(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)

三、保険業法の適用の除外に関する請願(第四四六号)

六三号)

一、消費税の増税をしないこと等に関する請願
(第四六四号)

一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第四七三号)

一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第四七四号)

一、消費税の大増税に反対すること等に関する請願(第四七五号)(第四七六号)

一、消費税の増税をしないこと等に関する請願(第四七七号)(第四七八号)

一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことにに関する請願(第四七九号)(第四八〇号)(第四八一号)(第四八二号)(第四八三号)(第四八四号)(第四八五号)

一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願(第四八六号)

一、保険業法の適用除外を求めるることに関する請願(第五一二二号)

一、保険業法改定の趣旨に沿つて、自主共済の適用除外を求めることに関する請願(第五三一号)

一、保険業法改定の趣旨に沿つて、自主共済の適用除外を求めることに関する請願(第五三二号)

一、保険業法改定の趣旨に沿つて、自主共済の適用除外を求めることに関する請願(第五三三号)

一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第五五四〇号)

一、保険業法適用除外に関する請願(第五五四六号)

一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第五四五七号)

一、投機マネーへの規制に緊急に取り組むことに関する請願(第五五六五号)

一、保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願(第五五七四号)

一、消費税の増税をしないこと等に関する請願(第五五七五号)

一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願(第五五七六号)

一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税

対策に関する請願(第五五八五号)

一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことによる請願(第六〇〇号)

一、庶民大増税の中止に関する請願(第六三一号)

一、サラリーマン増税と消費税引上げのダブル増税反対に関する請願(第六三三号)

一、庶民大増税の反対に関する請願(第六〇一号)

一、サラリーマン増税と消費税引上げのダブル増税反対に関する請願(第六三三号)

一、庶民大増税の反対に関する請願(第六〇一号)

一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことによる請願(第六〇〇号)

一、石油製品の高騰は、燃料や資材の値上げとなることで、中小の事業者や農林漁業に大きな打撃を与える、消費者も生産者も事業者も暮らしや経営が成り立たない。石油製品の高騰の背景には投機マネーの巨額の流入があり、実際の取引量では一%の二ユーヨーライバル原油先物市場が異常高騰をくり出し、今後、二〇〇ドル／バーレル、三〇〇ドル／バーレル原油が世界経済を襲うとの予想も出されている。石油の価格安定と安定供給は、すべての国々の経済や、人々の生活の安定に不可欠である。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、原油高騰の要因となつてゐる投機マネーの流れに対しても、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと。

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六二号 平成二十年十一月十七日受理
投機マネーへの規制に緊急に取り組むことに関する請願

請願者 岩手県奥州市前沢区白山字学堂二
三ノ二 佐藤永雄 外九百九十八
紹介議員 藤原 良信君
名

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六三号 平成二十年十一月十七日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 名古屋市昭和区汐見町一〇二ノ二
池山淳 外五百名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第四六四号 平成二十年十一月十七日受理
消費税の増税をしないこと等に関する請願

請願者 長野県佐久市中込三ノ九ノ一
遠藤勇 外二千八百八十二名
紹介議員 羽田雄一郎君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第四七三号 平成二十年十一月十七日受理
異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願

請願者 仙台市青葉区柏木一ノ二ノ四五ノ
五下 宮城県生活協同組合連合会
会長理事 芳賀唯史 外五千名
紹介議員 市川 一朗君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第四七五号 平成二十年十一月十七日受理

一、青色申告を行う個人事業者に、所得税法の本法において、給与所得控除の適用を認めた事業主報酬の支払を認めること。

原油価格が高騰し、穀物、飼料や肥料の価格高騰そして物価高になつて、農林水産の生産者、商工業者そして生活者を直撃している。政府は六月に「原油等価格高騰対策」をまとめ、一定の支援を打ち出したが、まだ対策が尽くされているとは言えない。石油は生活必需品であり、七月の過去最高の原油価格よりは下降しているが、昨年冬よ

りまだ高く、異常な原油価格から暮らしを守る施策を講じることを求める。また、石油元売各社が一〇月から導入した新価格体系は、卸価格を公表せず、週決めの価格体制にするもので、市場の透明性に大きな不安がある。
については、次の事項について実現を図られた
一、物価高・原油高に苦しむ国民に減税対策を講じること。
第四七四号 平成二十年十一月十七日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願
請願者 愛媛県今治市旭町二ノ三ノ二〇
紹介議員 山本 順三君
富田俊明
同族会社で働く人は給与所得控除が認められて
いるが、個人事業者は認められていない。資本金
一千万円未満の法人企業の納税者割合は二八・
六%、青色申告者全体の納税者割合は四六・三%
である。みなが法人課税制度が廃止され、事業主
報酬の支払ができなくなり、高齢化社会の到来と
長期にわたる経済不況により小規模事業者の活力
が大きく失われ、個人事業者と同族会社との税負
担格差は拡大しており、税制を公平にすることが
必要である。
については、次の事項について実現を図られた
一、青色申告を行う個人事業者に、所得税法の本法において、給与所得控除の適用を認めた事業主報酬の支払を認めること。

第四七六号 平成二十年十一月十七日受理
消費税の大増税に反対することに関する請願
請願者 札幌市西区西野二条七ノ五ノ一
田中淳 外二百九十四名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。
第四七七号 平成二十年十一月十七日受理
消費税の大増税に反対することに関する請願
請願者 京都市東山区祇園町南側五七〇ノ
七六ノ三〇六 志田祐子 外八百
八十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。
第四七八号 平成二十年十一月十七日受理
消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願
請願者 青森市浪岡林本九三ノ一五 長澤
辰也 外八百八十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。
第四八一号 平成二十年十一月十七日受理
消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願
請願者 澤友章 外八百八十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第四八二号 平成二十年十一月十七日受理
消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願
請願者 東京都北区中十条二ノ八ノ九 中
澤友章 外八百八十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。
第四八三号 平成二十年十一月十七日受理
消費税の増税をしないこと等に関する請願
請願者 愛媛県西条市三津屋東三七ノ一
名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。
第四八四号 平成二十年十一月十七日受理
消費税の増税をしないこと等に関する請願
請願者 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第四八三号 平成二十年十一月十七日受理
消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願

請願者 北海道岩見沢市南町八ノ五 八坂
秀樹 外八百八十七名

第四八四号 平成二十年十一月十七日受理

請願

七 中蘭美行 外八百八十七名

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第四八五号 平成二十年十一月十七日受理

請願

三 山内信子 外八百八十七名

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第四八六号 平成二十年十一月十七日受理

る請願

一〇三 高橋裕子 外三千九百九

紹介議員
紙
智子君

— 1 —

第五二二号 平成二十年十一月十七日受理
保険業法の適用除外を求めることに関する請願

請願者 神戸市東灘区向洋町中一ノ四ノ一
二二〇六 雲井一夫 外九十

紹介議員 山下 芳生君

二〇〇六年四月に施行された新保険業法によつて、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に行つてゐる共済制度が、存続の危機に追い込まれてゐる。保険業法改正の趣旨は、いわゆる偽共済への規制が目的であつた。団体が自主的に行つて共済への規制と干涉は憲法違反であり、健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いに、もうけの論理を押し付けることは認められない。

については、次の事項について実現を図られたこと。

一、自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。

二、新保険業法の経過措置期間を四月一日にさかのばつて適用すること。

第五三三号 平成二十年十一月十八日受理
消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願

請願者 愛知県豊橋市城山町七八ノCノ一
一三 熊谷裕子 外百十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第五三三九号 平成二十年十一月十八日受理
保険業法改定の趣旨に沿つて、自主共済の適用除外を求めるに関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎一ノ一二二〇三
武藤高宏 外六百六十四名

紹介議員 円 より子君

二〇〇六年四月に施行された新保険業法によつて、各団体がその組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営してゐる共済制度が、存続の危機に追い込まれてゐる。法改定の趣旨は、共済などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行つて被害を与えた、いわゆる偽共済への規制が目的であつた。偽共済は、商売を通じた顧客を相手にしてゐることと實際には勧誘した商品を扱つていないこと、所在不明になつ

守ることなどが法改定の趣旨・目的であり、法で自共済を保険会社などと同列に規制することは、制度の存続を脅かし、廃止を強要するものであり、自主共済が存続できなくなれば、加入者(消費者)に被害をもたらし、法改定の趣旨や目的に反する。これまで、長年にわたり健全に運営してきた仲間同士の助け合いの自主共済に、もうけの論理を押し付けることは認められない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。

第五四〇号 平成二十年十一月十八日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木五ノ一四ノ一
丸川 珠代君

紹介議員 丸川 珠代君

九 松本正 外五名

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第五四六号 平成二十年十一月十八日受理
保険業法適用除外に関する請願

請願者 東京都立川市羽衣町一ノ一六ノ九
塙安佳樹 外百二十六名

紹介議員 円 より子君

二〇〇六年四月に施行された新保険業法によつて、各団体がその組織の目的の一つとして構成員のために自主的に行っている共済制度が、存続の危機に追い込まれている。保険業法改正の趣旨は、いわゆる偽共済への規制が目的であった。自主共済が存続できなくなれば、加入者(消費者)に被害をもたらし、法改定の趣旨や目的に反する。これまで、長年にわたり健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いの自主共済に、もうけの論理を押し付けることは認められない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、自主的な共済を新保険業法の適用除外にする

第五四七号 平成二十年十一月十八日受理
異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願 請願者 秋田市土崎港北六ノ一ノ三〇 秋田県生活協同組合連合会会長理事 大川功 外一万名 紹介議員 鈴木 陽悦君 この請願の趣旨は、第四七三号と同じである。

第五六五号 平成二十年十一月十八日受理
投機マネーへの規制に緊急に取り組むことに関する請願 請願者 岩手県大船渡市三陸町綾里字清水 九一 鈴木節子 外四千九百九十九名 紹介議員 主演 了君 この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五七四号 平成二十年十一月十九日受理
保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願 請願者 福岡市西区石丸一ノ二五ノ二四 浅田学 外九百八十七名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第五七五号 平成二十年十一月十九日受理
消費税の増税をしないこと等に関する請願 請願者 福岡市西区石丸一ノ二五ノ二四 浅田学 外二千八百八十一名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第五七六号 平成二十年十一月十九日受理
消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願 請願者 福岡市早良区西新一ノ七ノ一〇 この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

紹介議員 武藤賢二 外千七百六十四名	武藤賢二 外千七百六十四名
この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。	この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。
第五八五号 平成二十年十一月十九日受理	異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願
請願者 仙台市太白区長町字越路一九ノ一、三九三ノ二ノ一〇七 青井克夫 外五千名	紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第四七三号と同じである。	この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。
第六〇〇号 平成二十年十一月十九日受理	消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願
請願者 兵庫県加古川市平岡町高畑四六九ノ一四 長崎裕子 外十七名	紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。	この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。
第六〇一号 平成二十年十一月十九日受理	庶民大増税の反対に関する請願
請願者 京都市北区衣笠馬場町三七 吉田雅晃 外十九名	紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。	この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。
第六三一号 平成二十年十一月十九日受理	庶民大増税の中止に関する請願
請願者 福島県耶麻郡磐梯町大字赤枝字赤枝五二 佐藤圭 外十四名	紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、二〇〇五年に所得税、二〇〇六年に高齢者は、二〇〇五年に所得税、二〇〇六年に住民税が増税となり、問い合わせや抗議が市町村に殺到している。これは、二〇〇四年二〇〇五年度の税制改正で年金課税を強化したためである。二〇〇六年、定率減税半減によって所得税・住民税増税が実施された。さらに、政府は、定率減税	紹介議員 大門実紀史君
廃止に続き、各種控除の縮小・廃止など庶民増税を進めようとしている。「骨太の方針」では、歳出・歳入一体改革と言つて、社会保障など暮らしの予算を削り、消費税など庶民増税を押し付ける計画である。これらが実施されると、年収五〇〇万円の四人家族では、五五万円の大増税となる。	紹介議員 武藤賢二 外千七百六十四名
勤労者の給与が減少しており、大増税されたら暮らしも営業も景気も更に悪くなってしまう。社会保障や財政再建の財源は無駄な大型開発や軍事費を見直して税金の使い方を変え、さらに空前の利益を上げている大企業や大資産家に応分の負担を求めればつくことができる。	紹介議員 武藤賢二 外千七百六十四名
については、次の事項について実現を図られたい。	紹介議員 武藤賢二 外千七百六十四名
一、今、実施されている高齢者への大増税は、直ちに中止し、見直すこと。	一、消費税大増税反対に関する請願(第六三四号)
二、定率減税廃止や所得税・住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること。	一、投機マネーへの規制に緊急に取り組むことに関する請願(第六三五号)
三、消費税の増税をやめること。	一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六六一號)
第六三三号 平成二十年十一月十九日受理	第六三三号 平成二十年十一月十九日受理
請願者 札幌市白石区北郷二条五ノ一二ノ五 大柴智栄子 外十四名	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、二〇〇五年の総選挙で、増税はしないと公約しておきながら、選挙が終わつた途端に、定率減税の廃止を打ち出した。さらに所得税・住民税の各種控除の見直し、消費税率を二けたに引き上げようとしている。このような大増税が強行されたら、暮らしはひとたまりもない。無駄なダム、船の来ない港湾、飛行機の飛ばない空港など税金の無駄遣いを正し、税金の集め方・使い道を根本から見直すべきである。大増税計画を直ちにやめるよう求める。	紹介議員 小泉首相(当時)は、二〇〇五年の総選挙で、増税はしないと公約しておきながら、選挙が終わつた途端に、定率減税の廃止を打ち出した。さらに所得税・住民税の各種控除の見直し、消費税率を二けたに引き上げようとしている。このような大増税が強行されたら、暮らしはひとたまりもない。無駄なダム、船の来ない港湾、飛行機の飛ばない空港など税金の無駄遣いを正し、税金の集め方・使い道を根本から見直すべきである。大増税計画を直ちにやめるよう求める。
第六三一号 平成二十年十一月十九日受理	庶民大増税の中止に関する請願
請願者 福島県耶麻郡磐梯町大字赤枝字赤枝五二 佐藤圭 外十四名	紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、二〇〇五年に所得税、二〇〇六年に高齢者は、二〇〇五年に所得税、二〇〇六年に住民税が増税となり、問い合わせや抗議が市町村に殺到している。これは、二〇〇四年二〇〇五年度の税制改正で年金課税を強化したためである。二〇〇六年、定率減税半減によって所得税・住民税増税が実施された。さらに、政府は、定率減税	紹介議員 大門実紀史君
一、サラリーマン増税(定率減税の廃止、各種控除の縮小・廃止などをやめること)。	一、消費税の増税をやめること。
十一月二十七日本委員会に左の案件が付託された。	十一月二十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税大増税反対に関する請願(第六三四号)	一、消費税大増税反対に関する請願(第六三四号)
一、投機マネーへの規制に緊急に取り組むことに関する請願(第六三五号)	一、投機マネーへの規制に緊急に取り組むことに関する請願(第六三五号)
一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六六一號)	一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六六一號)
一、税金などでの生存権の保障に関する請願(第六六七〇号)	一、税金などでの生存権の保障に関する請願(第六六七〇号)
一、業者婦人の地位向上と税制の充実に関する請願(第六八九号)	一、業者婦人の地位向上と税制の充実に関する請願(第六八九号)
一、格差社会を是正し、命と暮らしを守るためにの庶民増税中止に関する請願(第六八九号)	一、格差社会を是正し、命と暮らしを守るためにの庶民増税中止に関する請願(第六八九号)
一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第六九四号)	一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第六九四号)
一、消費税大増税反対に関する請願(第六九六号)	一、消費税大増税反対に関する請願(第六九六号)
一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六九七号)(第六九八号)	一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六九七号)(第六九八号)
一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第七二〇号)	一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第七二〇号)
一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第七二一号)(第七二二号)(第七二九号)	一、事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第七二一号)(第七二二号)(第七二九号)
一、消費税大増税反対に関する請願(第七四一号)	一、消費税大増税反対に関する請願(第七四一号)
一、燃料、食料品の相次ぐ値上げから暮らしを守るための減税措置等に関する請願(第七四二号)	一、燃料、食料品の相次ぐ値上げから暮らしを守るための減税措置等に関する請願(第七四二号)
一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第七四三号)	一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願(第七四三号)
第六三四号 平成二十年十一月二十日受理	第六三四号 平成二十年十一月二十日受理
請願者 岩手県盛岡市東山二ノ四ノ一八吉田牧子 外二万五千六百八十四名	紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。
第六三三号 平成二十年十一月二十日受理	第六三三号 平成二十年十一月二十日受理
請願者 茨城県城里町内二ノ九ノ二八 宮地久文	紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。	この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。
第六三三号 平成二十年十一月二十日受理	第六三三号 平成二十年十一月二十日受理
請願者 福井市照手一ノ五ノ七 中川康正外五名	紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。	この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。
第六三三号 平成二十年十一月二十日受理	第六三三号 平成二十年十一月二十日受理
請願者 愛媛県松山市錦町一ノ一園部紹介議員 山本 順三君	事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六三三号)
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。	この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。
第六三三号 平成二十年十一月二十日受理	事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六三三号)
請願者 沖縄県島尻郡与那原町字与那原六〇八 根川清義 外三名	事業主報酬制度の早期実現に関する請願(第六三三号)

紹介議員 島尻安伊子君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第六六一號 平成二十年十一月二十日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願
請願者 富山市赤田八二九ノ八 坂井孝夫
外二名

紹介議員 河合 常則君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第六六九號 平成二十年十一月二十日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 堺市南区竹城台二ノ一ノ九ノ二〇
五 松本弥生 外四百八十五名

紹介議員 小池 晃君
現在働いている人の三分の一(二、六〇〇万人)が非正規社員であり、働いても生活保護水準にも満たないワーキングプアが増え、経済的問題を理由にした自殺者が増えている。生活保護を受けている人は一五〇万人、世帯数では一〇四万世帯と戦後最高になった。大企業がリストラを進め、海外進出・低コストによって空前の利益を上げているだけで、国民の多くは賃金に還元されず景気が良い状況ではない。国民には医療・介護など社会保障の改悪、老年者控除や定率減税の廃止、住民税率の一括一〇%化などによる増税の一方で、大企業・高額所得者には減税政策が採られ、一層所得格差が広がっている。女性は正規採用が少ないと建設を抑制し追い出しを図っている。だれもが安心して住み生活でき、子育てができるよう求められる。公営住宅への期待が高まっているが、建設を抑制し追い出しを図っている。だれもが安心して住み生活でき、子育てができるよう求められる。

については、次の事項について実現を図られた
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

一、消費税の引上げはしないこと。生活保護費や失業給付、障害年金などの社会保障給付に課税しないこと。住民税・所得税の各種控除の廃止・削減はやめること。最低生活費までは減税をする

こと。住民税・所得税第五六条は廃止すること。

外二名

第六七〇號 平成二十年十一月二十日受理
業者婦人の地位向上と税制の充実に関する請願
請願者 京都市伏見区深草平田町二八ノ五
吉田真美代 外六十一名

紹介議員 市田 忠義君
自営中小業者の営業に携わる業者婦人(女性事業主・女性家族従業者)は、地域経済の担い手として住民に喜ばれる商売を心掛け、社会的、文化的にも大きな役割を果たしている。しかし、家族従業者がどんなに働いても事業主一人の収入とされ、働き分(自家労賃)を経費として認めず、ただ働き(無償労働)となつている。家族従業者というだけで自家労賃を認めないのは、法の下の平等を定めた憲法第一四条、両性の平等を定めた第二四条に違反する人権問題である。世界の主要国では自家労賃を賃金として認めており、日本でも家族従業者の実態を把握し、所得税法第五六条を廃止するとともに、起業する女性、女性事業主への支援策の充実を求める。傷病時の休業補償である傷病手当金は、営業を続けるために必要不可欠である。また、出産手当金は子供を安心して産むことができる最低の保障であり、少子化対策の観点からも強制給付が強く望まれており、国民健康保険法第五八条に基づき傷病・出産手当金の早急な実施を求める。高過ぎる国保料を払えず保険証を取り上げられ、治療を受けられない人が急増しても低所得で、一般世帯の三分の一の收入しかない。厚生労働省は、生活保護の母子加算を縮小・廃止し、就労を支援するからと児童扶養手当を減額するとしている。低い方へと切り下げられては社会保障が総崩れとなり、憲法第二五条はいかされない。公営住宅への期待が高まっているが、建設を抑制し追い出しを図っている。だれもが安心して住み生活でき、子育てができるよう求められる。

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

壊する消費税・庶民大増税の中止を求める。
ついては、次の事項について実現を図られた
一、この間実施された庶民増税を見直すとともに、更なる各種所得控除の改悪や消費税率引上げの計画を撤回すること。

第六九四號 平成二十年十一月二十日受理
所得税法第五六条は廃止すること。
二、消費税・庶民大増税は中止すること。

第六八九號 平成二十年十一月二十日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るために庶民増税中止に関する請願
請願者 静岡市清水区駒越北町五ノ一〇〇
水元浩樹 外三百三十九名

紹介議員 井上 哲士君
政府の構造改革路線による格差社会の広がりが深刻な社会問題となつていて、格差社会の主因は、三人に一人が非正規雇用という事態の下で所得格差が拡大し、低所得者が増加していることである。格差社会の抜本的解決には、正規雇用を増やし非正規雇用を減らす雇用形態の改善が必要であるが、同様に、社会保障や税制による対策(所得再分配機能の充実)が求められている。ところが、政府は、医療・介護・年金・障害者福祉・生活保護など社会保障制度の改悪を進めてきた。さらに、今後国と地方の社会保障支出を一兆六千億円も削減しようとしている。今までさえ、全面的な歳出削減・国庫負担の削減と、相次ぐ保険料・利用料の大幅引上げの中、医療や介護・障害者自立支援法、さらには生活保護でも必要なナースピスが受けられず、死亡事例が多発する、正に憲法第二五条の生存権や人権が否定されている。税制についても、大企業や高額所得者への減税の一 方で、庶民には定率減税や公的年金等控除などの縮小・廃止により増税を押し付けてきたが、政府は更なる各種所得控除の縮小・社会保障目的の税と名を変えた消費税増税を計画するなど許されることはではない。

ついては、格差社会を是正し、憲法第二五条に基づく生存権を保障し、命と暮らしを守るために

次の事項について実現を図られたい。
一、この間実施された庶民増税を見直すとともに、更なる各種所得控除の改悪や消費税率引上げの計画を撤回すること。

第六九四號 平成二十年十一月二十日受理
異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願
請願者 仙台市若林区大和町五ノ一一ノ三二ノ一、二〇五 佐藤由紀子 外五千名

紹介議員 今野 東君
この請願の趣旨は、第四七三号と同じである。

第六九六號 平成二十年十一月二十一日受理
消費税大増税反対に関する請願
請願者 高知県四十万市竹島三、六八五〇一九宮村和代 外二百三十六名

紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第六九七號 平成二十年十一月二十一日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願
請願者 愛媛県西条市洲之内甲五二一ノ五曾我健

紹介議員 山本 順三君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第六九八號 平成二十年十一月二十一日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願
請願者 佐賀市水ヶ江三ノ七ノ一三ノ一石丸新

紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第六九八號 平成二十年十一月二十一日受理
異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に関する請願
請願者 仙台市青葉区愛子東一ノ一〇ノ三

四 吉武洋子 外六千二百五十八

紹介議員

岡崎トミ子君

紹介議員

小池 晃君

この請願の趣旨は、第四七三号と同じである。

紹介議員

岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七二一号 平成二十年十一月二十一日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願

請願者 東京都千代田区九段南四ノ八ノ三

六 社団法人東京青色申告会連合

請願者 仙台市泉区市名坂石止四五ノ二ノ

一〇四 阿部田克美 外五千名

会長 川口信吾 外十五名

紹介議員 大石 正光君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第七二二号 平成二十年十一月二十一日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願

請願者 福井県越前市塚町一〇一 宗倉稔

外四名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第七二九号 平成二十年十一月二十一日受理
事業主報酬制度の早期実現に関する請願

請願者 石川県輪島市河井町一部一五五
板谷七海雄 外十一名

紹介議員

岡田 直樹君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第七四一号 平成二十年十一月二十一日受理
消費税大増税反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季台五三ノ二〇八
大倉美津江 外三名

紹介議員

小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第七四二号 平成二十年十一月二十一日受理
燃料、食料品の相次ぐ値上げから暮らしを守るための減税措置等に関する請願

請願者 千葉県流山市向小金一ノ三七八ノ
一ノAノ四〇七 竹内和男 外千

紹介議員

百二十九名

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

紹介議員

関する請願

異常な原油価格高騰から暮らしを守る減税対策に

請願者 仙台市泉区市名坂石止四五ノ二ノ

一〇四 阿部田克美 外五千名

紹介議員 大石 正光君

この請願の趣旨は、第四七三号と同じである。

平成二十年十二月二十二日印刷

平成二十年十二月二十四日發行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局